

「伝統」の希求と創出

青森県津軽地方のねぶた喧嘩習俗を事例として

小山隆秀

Longing for and Creation of “Traditions”: A Case Study of Kenka Neputa in the Tsugaru Region in Aomori Prefecture

OYAMA Takahide

はじめに

- ① 研究の歩み
 - ② 研究視点としての喧嘩
 - ③ 近世の「喧嘩口論」
 - ④ 近代の「ケンカネプタ」
 - ⑤ 喧嘩の伝承要素
 - ⑥ 近代のネプタ統制へ
 - ⑦ 地域の伝承
 - ⑧ 正統性の創造
- まとめにかえて

【論文要旨】

青森県津軽地方のネプタ（「ねぶた」および「ねぶた」を総称する）とは、毎年8月初旬に、木竹や紙で山車を新造して、毎夜、囃子を付けて集団で練り歩く習俗である。現在では海外でも有名な観光行事となった。そのルーツには七夕や眠り流し、盆行事があるとされてきたが、その一方で近世から近現代まで喧嘩や口論、騒動が発生する行事でもあった。本論ではこれをケンカネプタ（喧嘩ねぶた）として分析する。ケンカネプタは、各町の青少年達によるネプタ運行が、他町と遭遇して乱闘へ発展するものであるが、無軌道にみえる行為のなかには、一定の様式や儀礼的要素が伝承されてきたことが判明した。しかし近代以降、都市部ではネプタの統制が強化され、ケンカネプタの習俗は消滅したが、村落ではその一部が、投石や喧嘩囃子等で近年まで伝承されていた。

さらに都市部では、近世以来行われてきた子供たちの自主的なネプタ運行が禁止さ

れるとともに、喧嘩防止のため、目抜き通りでの合同運行方式を導入することによって、各ネプタ組は、隊列を整えて大型化した山車を運行し、合同審査での受賞を競うことへ価値観を転換していった。近年は、山車の構造や参加者の習俗形態が急速に多様化しており、それにもなう事故が発生したため、市民からは、ネプタが「伝統」または「本来の姿」へ回帰することを訴える動きがある。

しかし本論の分析によれば、現在推奨されている審査基準や「伝統」とされる山車の形態や習俗は、近世以降の違反や騒乱から形成され、後世に定着したものであることがわかる。よって、現在の諸問題を解決するための掘り所、または行事全体の紐帯として現代の人々が希求している「本来の姿」に定型はなく、各時代ごとに変容し続けてきた存在であるといえよう。

【キーワード】ねぶた、ねぶた、祭礼、七夕、投石、喧嘩、口論、違反、伝統、基準

はじめに

青森県津軽地方では、毎年八月初旬になると、「ねぶた（ねぶた）をやる（出す）」といって、木竹や針金で作った骨組みに紙を貼り、絵筆で彩色した造形物を搭載した山車を新造し、笛や太鼓、手平鉦などで囃子を付け、集団で地域内を練り歩く習俗がある。現代では「ねぶた祭り」「ねぶた祭り」などと呼称されている。これらはもともと、旧暦七月七日の七夕に、東北地方や関東地方各地で行われてきた「ネプタ流し」「ネムタ流し」などの民間の儀礼、習俗だったと推測されている。さらにそれに、川に笹飾りやネムノキ、灯籠などを流し、夏季の睡魔を払う眠り流しと、災厄を払うための人形流し、盆の精霊送りなどが習合したのが「ねぶた」「ねぶた」の行事だとされ、青森県内では、近世から津軽地方一帯と下北地方で行われていた。⁽¹⁾

一方で、旧弘前藩の城下町であった弘前市のねぶたのルーツについては、様々な伝説がある。古代の坂上田村麻呂による蝦夷征伐、または近世初頭に津軽地方を統一した津軽為信が、文禄二年（一五九三）に京都で作らせた大灯籠に発するというのが、現段階での初見史料は「弘前藩庁日記」の享保五年（一七二〇）七月六日条の「眠流」とみられる。⁽²⁾ 当時すでに旧弘前藩城下の都市祭礼となっており、毎年、町人たちが灯籠を作って囃子をつけて練り歩き、藩主も高覧していた。

明治政府はこの行事を、喧嘩や金銭強要が発生する「野蛮な風習」として、何度か禁止令を出したが止まず、昭和一二年まで続いた。しかし第二次世界大戦前中には休止し、昭和一九年の戦意高揚目的の一時的な復活を挟んで、行事が本格的に再開したのは昭和二〇年である。⁽³⁾ 以後、観光行事としての面も整えられ、昭和五五年には「弘前のねぶた」と「青森のねぶた」が国の重要無形民俗文化財に指定され、両者はそれぞれ「ね

ぶた祭り」「ねぶた祭り」と区別して呼称されるようになった。現在は毎年、弘前ねぶたが八月一日から七日まで、青森ねぶたが八月二日から七日にかけて運行されており、最終日七日をナノカビ、ナヌカビと呼んでネプタ本体を解体する日となっている。

そして、重要無形民俗文化財「弘前のねぶた」の保存団体は「弘前ねぶた保存会」である。事務局が弘前観光コンベンション協会に置かれており、弘前ねぶたまつり主催四団体を中心に、弘前ねぶたの保存を目指す団体および個人で構成されている。祭りの主催は、弘前市、弘前観光コンベンション協会、弘前商工会議所、弘前物産協会である。祭り期間は毎夜、各町内会や企業、有志が制作した各山車が明かりを灯し、市内の目抜き通りである「土手町コース」と「駅前コース」の二コースで合同運行をする。毎年、県内外から多くの観光客が集まり、同市の文化的なアイデンティティを象徴する行事であり、重要な観光資源のひとつとなっている。

県庁所在地である青森市の重要無形民俗文化財「青森のねぶた」は、海外でも有名となり、ハワイ、フランス、イギリス、ソウルなど、世界各国のイベントにも出場している。また、東日本大震災からの復興を願って平成二三年から同二八年まで毎年開催された東北六魂祭では、東北六県の各県庁所在地で伝承されてきた六つの夏祭りが出場したが、青森県からは例年、青森のねぶたが出場していることから、同県のシンボリックな存在として認識されていることが推測できる。

一方、平成五年には、旧黒石藩城下町であった黒石市のねぶたが、青森県無形民俗文化財に指定された。平成九年には、旧藩時代の新田地帯であった五所川原市でも、明治末期の巨大なねぶた「立佞武多（たちねぶた）」を復元し、毎年、鉄性の骨組みの人形をトレーラーに搭載した高さ約二〇メートル、重さ約一九トンの山車を作製して運行しており、観光客約一五〇万人を呼ぶ行事へと成長させた。同一六年から一九年に

かけては「ドラゴンボール」「桃太郎電鉄シリーズ」「機動戦士ガンダム」などの人気キャラクターを題材にとり、同二四年には東日本大震災をテーマに「復興祈願・鹿嶋大明神と地震鯨」を制作するなど、時代に応じたねぶたを制作しており、平成二七年にはブラジル・サンパウロのカーニバルに出場した⁽⁴⁾。

これらの各ねぶた、ねぶたは、山車の形態や囃子、装束、運行形態等においてそれぞれ差異があるが、近年の弘前市、青森市、五所川原市のねぶた・ねぶた行事では、運行形態や囃子、衣装、山車の造形などに急激な変化が見られるという指摘があり、その「乱れ」を是正し、後世へ「正しい伝統継承」を呼びかけるための「保存基準」を作ろうという動きがある⁽⁵⁾。

なお「ねぶた」「ねぶた」の呼称および表記法については、歴史的変遷と地域差があり、様々な研究がある⁽⁶⁾。現在、同一地域でも「ねぶた」「ねぶた」の呼称が混在しているため、本論では各史料の表記と話者の表現に従って記すほか、便宜上、弘前のものを「ねぶた」、青森のものを「ねぶた」と書き、習俗全体を示す場合は「ネプタ」と表記する。

① 研究の歩み

平成三年、青森ねぶた運行団体協議会が「シンポジウムねぶた祭り」を開催し、民俗学の宮田登と小松和彦の基調講演が行われた。宮田は、ネプタ祭りが、京都祇園祭や大阪天神祭などの都市祭礼とは異なり、特定の神社祭礼ではないことを指摘した。そしてネプタは、全国各地の村落でおこなわれたケガレや、悪霊を追ひ払う行事のひとつであり、眠り流し、七夕、人形流しなどの民俗儀礼と強い近親関係にあるとした。そして二人は、ネプタ祭りの歴史と構造を理解するためには、ケガレを流す民俗的な祭礼と、風流を尽くす都市祭礼の二面からの接近が必要であ

り、そのなかでの青森ネプタ祭りの特徴と独自性を分析するために、ネプタ歴史と運営の仕組みに関する、多角的な視点からの詳細な基礎的データ収集が必要であるとした⁽⁷⁾。このように従来のネプタ研究の多くは、眠り流しや七夕祭、盆行事などに起源を求め、古態の宗教儀礼の要素を抽出しようとするものであり、その分析は現在も続いている⁽⁸⁾。

その一方で、近代以降の現状変化を記録した研究もある。例えば、明治から昭和初期のネプタを実体験した人々への聞き取りから、ネプタの喧嘩について詳細な報告をした大條和雄と笹原茂朱がいる⁽⁹⁾。また、昭和五〇年代末には地元の弘前大学が、ネプタ祭りへ参与観察調査を行い、現状理解に焦点を絞った報告書を刊行した。また、近世から現代にいたる青森ねぶたの造形の歴史的分析もある。現代の都市祭礼としての変容や、カラスハネトの問題、新興住宅団地の町内会によるネプタ運行の実態報告がある。青森ねぶたを製作する「ねぶた師」のライフストーリーも刊行された⁽¹⁰⁾。

以上の先学を踏まえて本稿では、ネプタの習俗が、近世から近現代へどのように継承され、どのように変容しながら近代社会に寄り添っていったのかについて、そのなかで発生していた騒乱である、近世の「喧嘩口論」および近代以降の「ケンカネプタ」を事例として分析を試みる。そして現代のネプタが置かれている社会的状況についても報告したい。

② 研究視点としての喧嘩

ネプタ史研究の起源論で引用されてきたのが「輿民図彙」である。

「子ムタ祭之図

七月朔日ヨリ六日ノ夜マテ如図燈籠影敷、町在トモ同シ大キサ二間三間或四五間二作り、大小トモ火ヲ燈シ笛太鼓ニテハヤシ夜行ヲス、声甚

カマヒスシ、子ムタハナカレロマメフハワトトマレ、トハヤスナリ。ねぶたハながれる。まめの葉ハとまれ。いや、いやよ。此意不解、尚知ル人ニ可尋。木守貞曰、七夕祭りニ合歡木ノ葉大豆ノ葉ヲ以、人身ヲヌクヒ川へ流ノ事六月祓ノコトシ。合歡木ノ葉ニテ目ヲ拭トキハ唾ヲサマシ、大豆ノ葉ニテ身エクトキハ壯健ニナルト云呪ナリ。睡ハ子ムタニテ流シ大豆壯健ニテ止リ、農業出情^(ママ)セント云事也。一説子ムタト云ハ、七夕祭ニテ二星会合シテ歎ト云事、合歡木ニナソラヘ云ナリ。又大豆ノ葉ト、マレト云事ハ、年ニ一夜ノ契リハ遠ヤウナレト、コウインハ銀河ノ水ノ流ルコトク早シ、又クル七夕ニ来リ我家ニトマリタヘト^(ママ)云事也。シカシナカラ逢テ別ル、ハツラキモノニテ、マツ宵ヨリモマサリテイヤナリ、ト云事也。按ニ此説佳也、其意深シ古人ノモツ情也。木守貞ノ説、ツマヒラカナリトイヘトモ、イヤ、イヤヨト云ヲ不解、予按スルニ、コレハ言也、ト云事ニヤ、如此云也ト云コトナルヘシ。」

当史料は、現在確認されている中でネブタを描く最古の絵画である。そこには一八世紀末の習俗形態と、当時巷間に流布していたネブタの起源伝承も記録されている。それによれば当時すでに、ネブタ行事が七夕習俗から変容して都市祭礼化し、もともとの意義が不明となっていたことがわかる。

著者比良野定彦は江戸詰め⁽¹⁾の弘前藩士で、文武に優れ、谷文晁に師事し「外浜人」「嶺雪」の画号を持ち、津軽地方の南画の始まりといわれた人物である。同藩八代藩主津軽信明に随行して天明八年(一七八八)六月に津軽領に入り、寛政元年(一七八九)三月に江戸に帰ったため、当史料の記録はこの時期だと考えられる。彼は江戸市民の視点から「珍しい」と感じた、弘前藩領内の民衆の生業、諸道具、衣食住、年中行事、祭礼、動植物、労働歌、地名伝承などを取り上げたのだろう。彼が描いたネブタの燈籠に記されていた文言は次の通りである。①「七夕祭」(右

端の灯籠)、②「禁喧□」(右より二番目の灯籠)、③「二星祭」(同)、④「七夕」(右より三番目の灯籠)、⑤「織姫祭」(右より五番目の灯籠)、⑥「石投無用」(左端の灯籠)、⑦「七夕祭」(同)
このなかで①、④、⑥、⑦の文言は、昭和五〇年代以降、近年まで弘前ねぶた本体に描かれることがある。しかし現代の市民間ではその多くが意味付けを失い、様式の一部として認識されているようだ。従来のネブタ史研究は、①、③、④、⑤、⑦の文字に着目し、ルーツに関わる七

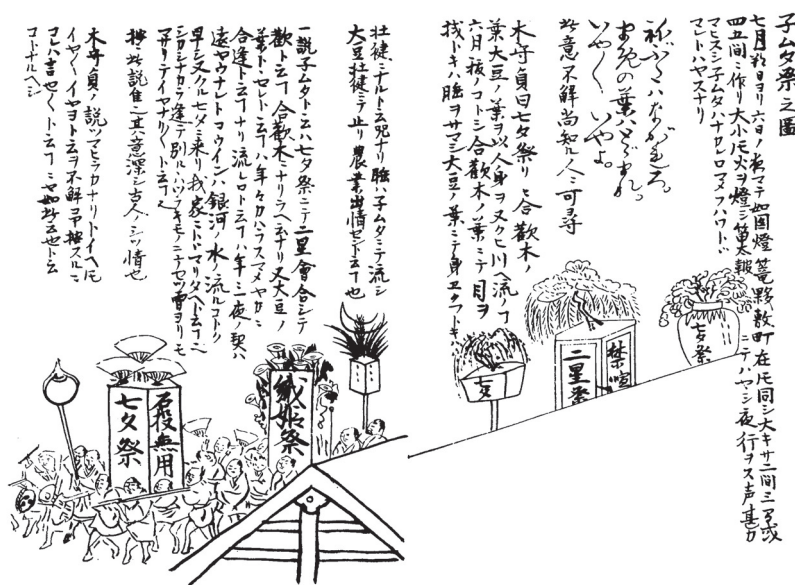


写真1 「子ムタ祭之図」(比良野貞彦「奥民図彙」国立公文書館内閣文庫蔵)

夕祭りの要素のみに注目してきた。その一方で、②、⑥の「喧嘩」や「石投」という要素については注目せず、近世から近代にかけて喧嘩が存在したこと示す禁令や布告、布達類の文字資料を提示するのみだった。

論者は、喧嘩等の行為に賛同するものではない。しかし、ネプタ行事のなかで発生する喧嘩や騒乱が、一八世紀から二〇世紀初頭まで約二世紀間にわたり、毎年のように継続されてきたことから、これらは偶発的な事件ばかりではなく、七夕祭や眠り流し、盆行事などの要素とともに、ネプタ習俗全体を構成する伝承要素のひとつであろうと推測し、論考を発表したことがある。しかしその先行論では、紙数の制限からも事例や史資料の多くを割愛せざるをえず、喧嘩する習俗の存在を指摘するに留まっていた⁽¹³⁾。しかしその後の調査で、複数の新たな事例を採集するとともに、現代のネプタ行事が、制度上の大きな転換期を迎えつつある状況を確認した。よって本論では、それらの研究進展を踏まえて先行論の不備を補い、現状変化とその方向性についても予測しながら、拙論の再構築をはかるものである。

なお、津軽地方のネプタ習俗で発生する喧嘩や騒乱の呼称の問題がある。それらの行為を「ねぶた喧嘩」と呼び、そこで使用される山車を「喧嘩ねぶた」とする見解があるが、現実のフィールド調査では、両者の区別は曖昧であった。よって本論では、主に昭和十年代生まれの話者たちの語りから、喧嘩や騒乱行為そのものを「ケンカネプタ」と標記し、山車は「ねぶた」「ねぶた」と標記する。これについては今後議論の余地があることを指摘しておく。また、各ネプタが家々を回って寄付行為を要求することを「門付け」と表記する⁽¹⁴⁾。

早くから、ケンカネプタに着目した先学として、船水清や藤田本太郎、吉村和夫がいる。船水は、明治・大正期の弘前のケンカネプタについて古老の語りを収録した。藤田の著作『ねぶたの歴史』は、その後の弘前ねぶた研究の基盤となったもので、近代のケンカネプタについても、

布達類や新聞史料を中心に記述している⁽¹⁵⁾。近年では田澤正が、弘前藩の日記類から、禁令・布達類を抽出しデータ化している⁽¹⁶⁾。そして笹森建英が、喧嘩における投石行為と日本各地の印字打ち習俗との関係性に触れた⁽¹⁷⁾。ケンカネプタ当事者達へ詳細な聞き取り調査を行ったのが、大條和雄と笹原茂朱である。大條は、自らの体験とともに、ケンカネプタ当事者達へインタビューを行わない、読み物としてまとめた著作も発表した⁽¹⁸⁾。笹原は、近代の新聞史料をベースに当事者達に聞き取りを行った。そこには近代初頭の世相とともに、失われた貴重な習俗が多く含まれている⁽¹⁹⁾。

このような研究や報告が、いままでの歴史学や民俗学研究に反映されてこなかったのはなぜだろうか。前述したように従来の研究視点が、七夕祭りや眠り流し、精霊祭といった起源論や、灯籠の形態などの分析に集中し、ケンカネプタを分析対象にする視点そのものが欠落していたためである。むしろケンカネプタを記録化する行為自体が、忌避されてきたことも考えられる。つまり喧嘩行為は、近世から近代にかけての反社会的行為であり、当事者達のプライバイシーにもかかわるため、体験者自身の証言が得られなかったこともある。現在でも、ケンカネプタの記録を忌避したり、「無かった」と否定する方も少なくない。藤田は、もともとネプタ習俗自体の記録が少ないと指摘している。その理由として、ネプタを記録に残す責任者がおらず、たまたま祭りに興味があった者が記録した断片的な史料に依拠せざるをえない面があったとする。そして、明治中期以降は史料が豊富となり、知っている生存者もいるため、「時間と労力をいとわなければ、全貌を明らかにすることも不可能ではない」と述べている⁽²⁰⁾。

しかし現在は、近代初頭のネプタを体験した人々の多くが鬼籍に入ってしまった、藤本の語る「全貌を明らかにすること……」が、ほとんど不可能となった。よって先学たちによるケンカネプタに関する聞き取り資料が、当時の息遣いがわかるほどの詳細なデータとなっている一方で、論

者の報告は、次世代の伝聞しか聞き取れず、自ずと第三者の沈静化した眼差しにならざるをえないのは残念である。

第三点は、ケンカネプタ記録の限界性である。詳細なフィールドワークを行った笹原は、喧嘩の当事者たちへ聞き取りを行っても、同一の事件を目撃しているにも関わらず、偶然に遭遇し、不特定多数によって数分間で収束する騒乱であるため、当事者や目撃者がそれぞれの視点の違いによって語りが異なることに気付いたという。そのためか、当時の警察の現場検証でさえ困難を極めたという⁽²¹⁾。そのためネプタの喧嘩は、近世から近代へと、二世紀にわたって繰り返されてきた習俗であるにもかかわらず、歴史学および民俗学等の分析対象とならずに、その多くは誇張が入り混じった、一面性のある語り、または余談として、分析対象に取り上げられなかったのではないか。

そこで本論では、揺れ動くケンカネプタの個々のエピソードの詳細に立ち入って追求するのではなく、それらケンカネプタの総体を貫いてきた伝承構造を分析する、新しいネプタ研究の視点を探りたい。

③近世の「喧嘩口論」

弘前のねぶたは、一八世紀当時から、民衆が主体的に参加し、観覧する都市祭礼となっていた⁽²²⁾。一方、ねぶたで発生する騒動は、享保一三年（一七二八）には恒例化しており、藩士の次男、三男が無用に繰り出し「子供持ち灯笼」が切り落とされた。これらの喧嘩、騒乱に対して、弘前藩は毎年のように禁令を出している。元文四年（一七三九）には「磔打ち」や「木太刀」で打ち合い、「口論」することを禁止した。安永二年（一七七三）には「本来の行事は子供の七夕祭である」にもかかわらず、藩士や町人が混じって喧嘩口論していることを止めさせるため、違反者について、御家中は主人へ、町人は名主へ申しつけ、

月行事が止めさせることにした。安永五年（一七七六）には、自らの「町印」を持って他町まで出向くことを禁止する条項が増える。この「町印」「丁印」とは、藩が主導する弘前八幡宮祭礼行列に参加するときに、支配組の町名を示す採り物と推測され、同様の機能を持つものが現代のねぶた祭りでも使用されている⁽²³⁾。安永八年（一七七九）には「子供たちのねぶたは屋敷内でやれ」と布達があった。なお、このように屋敷内で行うねぶたの習俗は、現在失われており、具体的な内容は不明である。さらに藩士や町の若者たちが、武器を所持し、他町で「喧嘩口論」することを禁じる同様の覚えが、寛政五年（一七九三）まで毎年のように出された。つまり同様の違反が常習化していたことを示す。

前述の天明八年（一七八八）に、比良野貞彦が「奥民図彙」で、弘前城下のねぶたを記録したのはそのような時代であった。いずれにせよ、「喧嘩口論」防止に腐心していた藩当局と、ネプタの起源論を展開していた比良野の関心は異なっていたが、両者はともに「七夕」および「喧嘩」「投石」等を記録していたのである。

ねぶたは、寛政九年（一七九七）や同一三年（一八〇一）に、何かの事情で休止している。文化三年（一八〇六）には、再び藩士と町人が他町で喧嘩をしており、大型のネプタが出現していた。この文化三年の禁止内容は、文政元年（一八一八）まで毎年のように記されているため、やはり常習化していた違反行為であろう。文化一〇年（一八一三）には、三尺以上の大きなねぶたを作る子供たちが出現し、さらに一尺以上の太鼓を作り、単独で叩いて歩く者が出現している。文政元年（一八一八）には藩当局が、ねぶたを見回って取り締まることを強化したとみられ、文政七年（一八二四）ころまで、ねぶたの騒動が少し沈静化したようだ。そのようななか、城下のねぶたが、さらに変化するきっかけを作ったのが一〇代藩主津軽信順⁽²⁴⁾である。天保の飢饉の前後に、遊興で藩費を浪費し、藩財政を危機に追い込んだ彼は、藩当局が継続してきたねぶた取

縮り体制と、矛盾する要求を幾度も出した。例えば文政八年（一八二五）には、ねぶた運行終了後の夜に、急に藩主高覧を命じた。文政十一年（一八二八）には、豪商金木屋に「人形拵ふた」高覧を要求した。文政十二年（一八二九）および天保元年（一八三〇）には、藩当局が違反の修正を命じた町々の大型ねぶたに、再度その違反とされた装飾を復元させて高覧することを命じた。同元年には、ねぶたに細工を凝らすことを要求した。これらは藩当局による取り締まり内容と矛盾する命令であり、実務担当者達が混乱したのではないか。そのためか、信順が隠居した翌天保十一年（一八四〇）から、藩は再びねぶた行事の引き締めを図って禁令を強化、違反者の厳罰化を行った。天保十三年（一八四二）以降の禁止項目は増加し、弘化二年（一八四五）以降は、違反者の名前を記録し、兄弟まで責任を負わせ、目付、同心も動員した監視体制をとる。しかし、信順時代に流行したとみられる、ねぶた本体の細工を凝らす等の行為は、幕末まで継続したようだ。

幕末のねぶたは、造形だけでなく、運行組織も大型化した。慶応三年（一八六七）には「組拵婦た」といって、壮年の者がリーダーとなり、他町まで門付けに行く集団が発生していた。また、二、三十人持ちの「大振り拵ふた」や子供の「組合ねぶた」が出て、止めに入った町役とトラブルになった。ねぶた運行集団の組織力が、藩の抑止力に対して、一定の力を持ち始めていたことが伺えよう。²⁶一八世紀後半以降、藩が主導していた弘前八幡宮祭礼の規模が縮小する一方で、町人の祭りとしてのねぶた行事が盛んになっていった。弘前の町人町の自治的機能が拡充していった可能性がある。²⁶

では、これらの享保一三年（一七二八）から慶応三年（一八六七）までの約一四〇年間、毎年のように発生していた、弘前城下のねぶたの各違反行為の共通要素とは何だろうか。まず、ねぶたの「喧嘩口論」の構成員が、子供の他に、町人と藩士家の二男三男、壮年の者、召使いや小

者が入り混じっていること、すなわち士分格とその周縁を含む幼児から少年、青壮年が主体となっていることだ。次に「喧嘩口論」の具体的な行為とは、磔打ち、木太刀、木脇差、棒、大小の刀などを使い、怪我人が出たり、灯籠の破損やねぶた本体の争奪を行うこと、町印を掲げて、他町まで運行することや、規定外の大型ねぶた、細工を凝らしたねぶたを作ることである。なお嘉永四年（一八五二）には、その費用を小者に押し付ける者もいた。さらに、ねぶた運行から分かれて、大型の太鼓を持って鳴らして歩く者がいた。

ただし、これらの記述は、あくまで藩当局の視点をもとにしているために、その詳細な実態は不明である。だが禁令の多くは、前年の違反を引き合いにして書かれているので、ある程度、例年の城下の実態を反映し、それに対応する形で布達されていたと考えていいだろう。なお、後述するが、これらの違反行為とされていたと考えていいだろう。なお、参加人数の増加、大型太鼓の使用、門付け等は、現代のねぶた行事の基本的形態と重なる。

そして、これらの喧嘩や違反は、弘前城下特有のものではなく、支藩の黒石藩城下でも同様だった。「分銅組若者日誌」によれば、天保一五年（一八四四）七月六日には、黒石藩公のネブタ高覧で五組が運行したが、そのうち上町組、中町組、山形町組、鍛冶町組の四組が、規定の三尺を超える高さで違反した。文久三年（一八六三）、山形町組と中町組のネブタが前町で出合い、道を譲るかどうかで口論となり、屋根石の投石、鳶口や脇差で乱闘し、勝った中町組が戦利品として、山形町組の鳶口三丁と笠一枚を分捕った。その後、町奉行が調停に三か月を費やしている。²⁷

なお、現代社会では、地域の歴史や文化をテーマとした「検定試験」などが実施されている。そのテキストのなかで、弘前城下のケンカネブタについては「最初はつかみ合いや投石だけだったものがやがて得物を

もった闘争へ発展した」というような解説も登場している。しかし実際の歴史のなかの弘前のねぶたは、史料に現れ始めた一八世紀からすでに、武器を使って闘争をしていたことがわかる。⁽²⁸⁾むしろそのようなケンカネブタの原初的形態こそ全く不明である。

④ 近代の「ケンカネブタ」

これらの近世のネブタ行事の「喧嘩口論」や違反行為は、近代へどのように伝承されただろうか。いくつかの事例を紹介する。

(事例1)

「痛快なる五分間 茶太郎(倭武多喧嘩)」

暗い晩だ、空には星が漲って天の川は虹の様だ、笛の音、太鼓の音、関の聲は遠近に聞えて見物人の氣は自ら引き立つて来る、夜の更けるにしたかつて倭武多と云ふよりも、寧ろ倭武多喧嘩を觀に来る人は潮の如く、大通りの角々は既(マ)立錐の余地も無い程だ、森町の鐘は狙撃されたライオンの唸る様に、十一時を報じた冷たい風が頸元を掠める、武者繪の扇燈籠が七つ笛太鼓の囀も勇しく関を掲げて向ふから来た、見物人の視線は悉く斯れ倭武多に集中されて下町だらうか鍛冶町だらうか仲町か代官町かと頻りに疑問を解決せうとするのた、突然後の方からワツと関を掲げた者か有る見物人は斯の聲に驚いて再び視線を移すと生首を繪いた薄暗い殺風景な扇燈籠は半傾いて一町ばかり先きに控へて居る、警察官はサーベルの音を起て、西に馳せ東に走り非常を未然に戒めて居る、毒茸Ⅱ帽子の事だⅡを被つたのや、頬冠りをしたのや、無尻の裾をからげたのや氣味の悪い男等が彼方此方を覗き廻る、見物人の胸に穩かならざる波が立つ、武者繪の扇燈籠は進んで来た而うして左の方へ角を曲つた、関の聲は再び生首から起つた、同時に生首は猛虎の勢を驅つて

武者繪の後を追ひかけた、後には梶棒竹槍を持つた連中が百人斗り随いて居る、見物は颯と道を開いた、武者繪は少し狼狽たであらう、眞つ直ぐに逃げ去つた、其の時更に別な生首の倭武多が現はれた、関の聲は双方から揚る、生首と生首の距離は漸々間近く成つた、小石がバラ、と降つて来る、「遣れ、」オーエ 蒐れ! 「ヤア!」太刀打の音、石の音、関の聲は天地を覆はん斗りだ、闇にひらくのは白刃の其れである、実に凄絶快絶た、血の海、屍の岡を築くとも鷹城男子の膽を示すは此所ぞ一歩も退くな、怯めず憶せず進め蒐れと双方必死の有様である、腕が鳴り骨が動く程痛快な震天動地の活劇も僅か五分と經たぬ間に止んだ、一方の生首は忽ち打ち壊されて仕舞つた、同時に其扇燈籠を捨てたま、元來し方へ逃げ出した、後から現はれた生首は威勢よく勝負掲げて迫いかける、見物人も後に随いて行く、関の聲が遠く消えて見物人も次第に去つて仕舞ふ、喧嘩の濟んだ後は殊に淋しい、吐息の音も聞えぬのた、明晩は亦何所で喧嘩するのだらう? (二十日)⁽²⁹⁾

(事例2) 大正初期の弘前市。「幼かつた自分は、町道場の先輩達のねぶたに混じつて喧嘩に行つた。消火用を使うササラの芯に、竹槍を仕込んで持つていく。黒い箱のような担ぎねぶたを数名で持つて歩いた。ねぶたを敵にとられないよう、先に逃がしてから喧嘩する。鍛冶町へ行くと、屋根石をバラバラと投げつけられ、闇の小路を走つた。」⁽³⁰⁾

(事例1) は、明治四二年八月に、弘前市内で発生したケンカネブタについて、地元紙「弘前新聞」がレポートしたものである。散文調の表現であり、誇張も交じっている可能性がある。しかし、当時のケンカネブタに関する諸々のデータと比較すれば、それらの概要と共通性が高く、実態を推測するうえで有益な資料になるといえよう。また(事例2)は、それとほぼ同時代の実体験者の話である。明治から昭和初期にかけての

弘前ねぶたの喧嘩については、前述した笹原と大條による詳細な報告がある⁽³¹⁾。先行研究において論者は、それらのデータに加えて、文献検索およびフィールドワークで得た事例を経年順にまとめた。それによれば明治一七年から昭和初期まで毎年のように喧嘩や騒動が発生していた⁽³²⁾。弘前市における大規模なケンカネプタは、昭和八年が最後だとい⁽³³⁾。現在はそれらを実見した人々の過半数が鬼籍に入り、体験談の多くが失われ、次世代の伝聞として残っている。その伝聞でさえ、話者がケンカネプタの書籍類を読んで影響を受け、自らの記憶を若干、変化させたり、書籍の知識を混同させて補完しようとしている様子が見受けられ、語りの変容が始まりかけており、論者の聞き取り調査も困難を極めた。

なお、ケンカネプタの現場を撮影した写真は発見されていない。しかし、弘前生まれの日本画家・ねぶた絵師竹森節堂（一八九六～一九七〇）が、晩年に描いたケンカネプタの光景（写真2）がある。ここに描かれている人々の装束や行為は、実際の体験者達への聞き取り調査とかなり一致しており、竹森が自分自身の実体験をもとに描いた可能性が高い。

これら明治初期から、昭和一二年のねぶた休止までの、



写真2 竹森節堂「ねぶた風物詩 ねぶた喧嘩の図」

（昭和41年、弘前市立博物館蔵）

近代のケンカネプタに共通する要素は次のとおりである。「上町」（「うわまち」、主に町人や職人層の町）と「下町」（「したまち」、主に士族層の町）という、近世城下町以来の身分層に応じた居住区域、または明治初期に創設された武道の町道場という所属集団の違いによる対立感情があること。その一方で喧嘩が、遺恨よりは、他町のねぶたと遭遇することで発生するという暗黙の了解があり、翌日は前夜の闘争を問題視せずに、社会生活に戻ったこと。喧嘩は主に祭り期間後半や、最終日ナヌカビ（旧暦七月七日）に発生することが多く、深夜から未明にかけて行い、暗闇で行うことが必要条件であったこと。喧嘩は、互いの進路を巡って投石から始まり、武器を使った乱闘へ展開すること。喧嘩には、生首を描く扇灯籠が多用されること。喧嘩は相手のねぶた本体を捕獲したり、破壊することが目的であり、敵対する相手の生命を奪うことなく収束させることが了解されていたこと。ケンカネプタが市民によって、避けがたい悪弊、または年中行事、尚武の気風といった、歴史的に継続してきた習俗として広く認知されており、昭和期までは、警察も強力な鎮圧力を持ち得なかったこと。やがてネプタ関係者以外の野次馬も喧嘩に関与するようになり、郊外からやってくる武装した参加者もいたこと等である。

この帰属集団の違いによる対立感情は、近年まで弘前市内各所に残っていた。例えばケンカネプタが多発していた明治二六年頃の弘前市内各小学校連合の運動会では、各校が行進の先頭を巡って争い、競技は白熱しヤジが飛び、最期は勝敗をめぐる生徒だけでなく、引率教員同士が取っ組みあった。背後には上町、下町の対抗意識もあったとい⁽³⁴⁾。同様に、明治後期から昭和二〇年代のころの弘前市周辺では、学校遠足などで他町を通行するだけで、石が飛んできたり、にらまれたりしたという。理由はなく「他の町だから憎いのだ」という。昭和五〇年代、論者が小学生のころでも、一、二キロしか離れていない同じ学区の同級生でありな

がらも、郊外の農村地帯の子供たちが、旧城下の仲間を指して「マヂ(町)の奴らは：」と嫌味を言うことがあった。⁽³⁵⁾これは、各町住民の世界観が、自地域をスケールとして強いアイデンティティを持ち、互いに対抗意識を帯びていた状況を類推させる。

さらに大正期のケンカネプタは、互いに顔を隠し、遺恨を残さないために、相手の顔を見ないという暗黙の了解があったという。そのため頬被り等で覆面をし、目立つ白地の浴衣は避け、野次馬と見分けがつかないような紺か黒の緋の服装だったといい、匿名性を帯びた喧嘩であったといえよう。⁽³⁶⁾これらのことから一見、凄惨な行為に見えるケンカネプタが、実際には怨恨を込めて命を奪いあう戦闘ではなく、一定の様式を帯びた擬戦的な行為として、都市民に共有されていたことを意味しているといえよう。

よって戦闘には手順があった。他町のねぶたと道で出会った際には、道を譲る譲らないという問答から始まる。そして投石行為から乱闘へと移行し、最期は、どちらかが壊滅する前に退却したり、相手のねぶたの破壊または捕獲で終了する過程を踏んでいる。藤田は、昭和九年八月三日「弘前新聞」による「ネプタ座談会」で、当時のケンカネプタ参加者らが、ケンカネプタは人を切るのが目的ではなく、敵のねぶたを壊し、ねぶたを切ったその跡を誇るのが目的だった、というコメントを紹介している。笹原もネプタ本体を分捕るのは遺風かという。⁽³⁷⁾よって武器を所持していても徹底的に攻撃するのではなく、相手の二の腕を「一、二寸斬っただけで、斬られたほうが抵抗力を失ったものとして後退した」⁽³⁸⁾

また、喧嘩は事前に情報が流れたため、市民の多くは避難できたという。喧嘩自体も各自、工夫した防具を着用したためか、武器を使用した乱闘のわりには、死傷者が少なく、怪我人が多い方が浮足立って、四方へ逃走して収束したという。⁽³⁹⁾特に大正七年八月一〇日に、百石町で仲間組と鍛冶町組が行ったケンカネプタは、笹原の聞き取りによれば、乱闘

前に代表者の交渉があったというから、明らかに両者には、事前に何らかの戦闘の手順と儀礼の様式が了解されていたと考えられる。⁽⁴⁰⁾

さらにケンカネプタのリーダー格として、勇名をはせた「喧嘩師」達のなかに、明治期から昭和二十年代にかけて、弘前市長や市議員などの政治家になった者が少なくない。選挙のときにも、ケンカネプタでの活躍ぶりでも、人評が立つ世情があったという。例えば、幕末に弘前で生まれ、昭和初期に山水画で全国的に有名になった野沢如洋のことを「ケンカネプタの大将だった」という伝承が現在も各地に残る。⁽⁴¹⁾つまり、当時の市民間には、ケンカネプタの行為は、日常の社会生活に直結して責任能力を問われる犯罪行為としてではなく、その男性の有能さを判定する行為としてとらえられるという、日本各地の祭りや類似した認識構造があったのではないだろうか。

またナノカビが近づくと喧嘩が多発するのはなぜだろうか。現在でもネプタの祭り期間のなかで、ナノカビは、一日から六日までの合同運行日とは異なり、自町内だけの行事としていくが多く、かつては、ネプタを川や海で解体して流すほか、「七回水浴びして七回飯を食う」、井戸の堀替えなど、様々な習俗を伴う、特別な日であった。⁽⁴²⁾さらに、ケンカネプタが多発する場所は、弘前市内の本町坂、辻坂、鍛冶町大堰、徒町の橋、朝陽橋などの坂や辻、橋などであった。これについて「道路が狭く攻防の要点だったのだろう」という見解がある。⁽⁴³⁾それとともに視点を変えれば、これらの攻防の要地は、民俗学が分析してきた、神仏や妖魔が出現する辻や境界という特別な場と重なる点に興味深い。辻には無縁仏が集まるといい、盆行事が行われる地方が多い。⁽⁴⁴⁾これはケンカネプタ自体が、深夜から未明の都市の闇、境界という非日常空間で、参加者たちが覆面等で個性を失った匿名の存在となつて闘争する、という意識が暗黙のうちに共有され、数世代にわたって伝承されていたことが考えられないか。さらに子供たちを帰宅させてからケンカネプタに行つたと

いう話や、合同運行で観客に見せるねぶたを小屋に納めてから、深夜に喧嘩用の小型ねぶたを引き出してきたというのは、夕方に多くの人々の目に触れるねぶたの祝祭性よりも、ケンカネプタは、さらに非日常的なレベルが上がった行為だという認識があったのではないか。⁽⁴⁵⁾

また、明治四三年から大正期の弘前のケンカネプタでは、騒動に見物人が巻き込まれて負傷したり、さらには不特定多数の野次馬や市外の住民が参加していたという。明治四二年八月二日の「弘前新聞」によると、

「●佞武多喧嘩（負傷数名）

一昨夜十時頃仲町方面の佞武多は笛太鼓の囃勇ましく百石町より土手町まで出て松森町まで進軍して帰り掛け（中略）大官町の佞武多は背面より突撃し爰に一場の修羅場を演出したるがスワ喧嘩といふや逃げ後れし見物人の中、背中を切りつけられしは重陽小学校教員木村某、城西教員奈良某（中略）見物人の滅多斬りとは随分血迷ふ喧嘩師もあつたもの也

●見物人の怪我

別頁記載一昨夜の佞武多喧嘩は喧嘩を奇貨として見物人を斬り殺す考へなりしやと思ふ程に見物人のみ多く怪我せしが」

この乱闘で、婦人と三歳の子供が木刀で叩かれて病院へ運ばれた。また、見物していた軍人の夫人も腰に投石があたって歩けなくなり、背負われるように帰ったといい、騒動を目撃した人物から新聞社へ投書があったという。⁽⁴⁶⁾これはケンカネプタの習俗が、運行集団や関係者を越えて、市民や周辺地域にまで影響を及ぼして伝播していたこと、やがては各町組という一定の地縁による集団を核としながらも、その周辺に不特定多数の人間が無縁となって参加し、スル側とミル側が自由に移行しあうような、昭和五〇年代以降の観光化した青森ねぶたや、観光客の自由

参加を許可する現代都市祭礼のような要素を帯び始めていた可能性がある。⁽⁴⁷⁾

⑤ 喧嘩の伝承要素

前述した近世の「喧嘩口論」と、近代のケンカネプタの事例から、ネプタの喧嘩が、一八世紀から二〇世紀初頭まで毎年のように継続されてきた、ひとつの習俗であったことがわかる。近世から近代へと伝承された喧嘩の共通要素は何であろうか。

① 地縁によって、少年から壮年男性たちが構成員となる集団であったこと。

② 自地域を越えて他地域にまで運行することで、他町のネプタと遭遇し、喧嘩のきっかけとなること。

③ 喧嘩は、投石行為を伴い、武器を用い乱闘におよんだこと。

まず①の地縁による若者や大人たちが、ネプタの構成員となっているのは、近世以降、近現代の弘前ねぶたの運行組織も同様である。現在、弘前市内の過半数以上のねぶた運行団体が、地元町内会の消防団との結び付きが強い。消防団はかつて入団が強制的であり、その年功序列や命令系統がそのまま、ねぶたの運行組織にも適用されて青年教育の場としても機能しているという。⁽⁴⁸⁾

②の他地域への運行であるが、近世に自らの町印を掲げて繰り出し、他町へ金銭強要に行くことが「喧嘩口論」へと発展していたようで、運行は自地域のみ、または子供は屋敷内のみ、という禁令が何度か出されていることは既に述べた。これは近代においても同様だった。明治八年や明治一五年のネプタ禁止令で警察は、ネプタの市中徘徊や喧嘩を禁止しているが、徘徊に伴う金銭強要の禁止にも意を尽くした。⁽⁴⁹⁾弘前では、ねぶたを担いで家々を回り、お金やローソクをもらう風習が、ときおり

強引となり、応じない家に罵詈雑言を浴びせ、投石にまで及ぶことがあった。昭和三二、三年ころの青森ねぶたでも、若者が小さい子供たちを使って金銭を集めてトラブルがあり、少年たちの非行の温床となった。⁽⁵⁰⁾そのため、少年たちだけでの行う門付けやネプタ製作・運行は、昭和四〇年代に各学校が禁止し、保護者達の管理が強化されてきた。⁽⁵¹⁾

そして他町のねぶたと遭遇した際、当時は約三メートルから、大通りでも一〇メートル前後の幅しかなかった狭い弘前市街地で出会ったねぶた同士が、互いの進路を争って喧嘩になった事例が、近代初頭から第二次世界大戦後まで数多くあった。昭和二五、六年ころの弘前市内でも、進行方向に他町のねぶたを発見し、互いに「よげろっ」と叫んで無理に進め、互いのねぶたの端をぶつけあう行為が行われていた。そのため最終日に、各ねぶたが降雨やぶつかり合い、投石等でぼろぼろに破損しており、絵はよく見えず、中に入っている人の姿が見えるほど穴が開いていたという。⁽⁵²⁾

そして③の投石行為であるが、大正期の弘前では、ケンカネプタ本体の縁に一斗カマスの袋を下げ、中に投石用の石を入れてバランサーにして疾走したという。また投石行為が失われた昭和二〇年代ころでも、横に「石打無用」と墨書する扇ネプタが多かったという。⁽⁵³⁾しかし近年は、市民間でその行為自体が忘れられているようだ。例えば昭和五〇年代末まで、実際のケンカネプタに参加した人々の語りが生きていた弘前市新町周辺でも、若い住民の間では「子供のころ「石打無用」とは、昔の人がケンカネプタへ出陣する前に、もう決死の覚悟はできているので、玄関で火打石を打って安全を祈願してもらおうような必要はない、という意味だろうと勝手に想像していた」という、新しい解釈が生まれている。⁽⁵⁴⁾なお、投石行為の伝承性については後述したい。

また、武器を用いて乱闘する喧嘩であるが、近代のネプタケンカが、実際の戦闘よりは、擬戦的な行為であった可能性があることは前述した。

近世の記録でも、享保一三年（一七二八）年の子供持ち灯籠が斬り落とされた事件、安永四年（一七七五）に藩士の家来が、刀で腕首を切り落とされた事件などの、真剣を用いたであろう喧嘩の他にも、元文四年（一七三三）、安永八年（一七七九）などには、「木太刀」「木脇差」すなわち木刀類や「鳶口」「棒」という、簡易な武装をしていた記述が散見する。⁽⁵⁵⁾これは普段、刀を帯びていない士分格以外の者、幼少の者達が参加者であり、その武装は実際の戦闘行為以下のレベルであったことも考えられよう。

これらのことから、近代のケンカネプタの各要素は、近世のネプタの「喧嘩口論」まで遡る可能性がある。しかし近世の藩日記の断片的な記述と、近代の詳細な描写を含んだ資料や聞き取りデータとは、単純には比較できない。ともかくケンカネプタの行為は、道争い、口論、投石、乱闘、撤退、という手順が踏まれること、その場限りで収め、翌日は遺恨を残さないこと、などの様式と共通理解を備えた習俗として、近世から近代へ伝承されていた。

⑥ 近代のネプタ統制へ

では、近世から近代に伝承されてきた、弘前ねぶたにおける違反や喧嘩の習俗は、その後どのように変化したのか。

武器を所持したねぶたの喧嘩を禁止する布達や取締規則については、近世の弘前藩も、明治初期から大正、昭和期の官公署も、繰り返して度々も出しており、いずれも同じようなスタイルである。⁽⁵⁶⁾しかし違反行為の撲滅には至らなかった。近代では、取り締まる市当局や警察側でさえ「ネプタを」絶対に廃止するは頗る難事なるべしと、「ケンカネプタの警備費の一部を常に用意すべき」「ケンカネプタは一種の風土病であるため、法の許す範囲において相当酌量し…」などと記述しており、ケンカ

ネプタだけでなくネプタそのものが禁止しがたい習俗であると認識していた。⁽⁵⁷⁾

その一方で明治二六年には、皇族伏見宮が青森ネプタを観覧した際には、市民から「町の特徴ある行事として保護し、貴人高位の照覧にも恥ずかしくないように努めるべきだ」という意見が出る。⁽⁵⁸⁾そして弘前市民にケンカネプタの再考を迫ったのが、明治三四年六月二四日の事件だった。これは町道場の対立やねぶたのトラブルを背景として、弘前中学生が刃傷事件を起こして死傷者が出たもので、後日、町道場「明治館」所属の中学五年生（当時二十歳）が逮捕された。⁽⁵⁹⁾

（事例3）「亡くなった大正五年生まれの母から聞いた。明治一七年生まれの伯父が弘前中学生だったところ、下町と上町の町道場のネプタの喧嘩に参加し、なんらかの理由から紺屋町に住む某を斬ってしまった。「都谷森（とやもり）事件」と呼ばれたらしい。学校に警察が来て、伯父は窓から逃走したが監獄に収容された。のちに政治家から「見込みのある奴だ」と認められ、弘前市戸籍課長にまでとり立てられた。この事件は近年まで、関係者の子孫達が覚えていたものだった。」⁽⁶⁰⁾

これを受けて弘前警察署は、各町道場関係者を呼び、青少年がねぶたを作って市内を持ち回ることを禁止した。従来のケンカネプタでは、祭り以外の日常に遺恨を残さない習慣があったが、それに反して青少年達が争い、死者を出したことに市民は驚き、世論がケンカネプタの根絶に大きく傾き始めた。⁽⁶¹⁾

明治四三年八月一二日の「東奥日報」紙によると、

「●弘前と青森の佞武多

青森市にては大火後のこととして市長の注意もありたれば、本年の七夕

祭は一般に遠慮し、只た僅かに少数の子供等のさわき廻はり居るもの、みなりしが、弘前市にても初めの人氣に似ず、各町とも少年輩の扇燈籠は随分澤山でたる模様なれとも、他には別に見るべき佞武多は製作されず、殊に萬一の争鬭を慮りて各部内に佞武多は、夜間一切部外に出てしめを、昨日丈けは晝間のこととして自由に市中を巡回たるを許し居たり、斯く弘前市名物の佞武多も細工に於て、今や見るべきものなく、且從來の争鬭も全く制止せらるゝに至りたるより、青森風のもの浸漸して昨日の如き踊子や種々に假装したるもの多く現はれ、同地特有の活氣は漸く跡を絶たんとするもの、如かりし」⁽⁶²⁾

とあり、最近の弘前ねぶたの細工は見るべきものなく、鬭争も制止され、青森風の踊り子や佞装が入り、同地特有の活氣はしばらく跡を絶たたと記されている。

大正三年、各ねぶた同士が出会って道争いから喧嘩へ発展することを防止するため、全ねぶたが警察署長の指揮下に、弘前公園堀端を順番に運行する、いわゆる「合同運行スタイル」が導入された。⁽⁶³⁾この合同運行の端緒はすでに近世にあったといわれ、弘前藩庁日記の享保七年（一七二二）七月六日条にも見える。また近代に船水清が、弘前市在府町在住の人物から、祖父母の代の伝承を記録しているが、藩政時代には城下亀甲町のお竹長屋から藩主がネプタを高覧し、小型のものから順々に揃ってその前を通ったため、そこから「大きいネプタはあとから」という例え話が生まれたといひ、合同運行を思わせる。⁽⁶⁴⁾

さらに大正期の弘前市内では、ねぶた運行の笛太鼓がうるさくて、弘前郵便局電話交換操作に支障をきたすという苦情が出た。大正一〇年八月の「弘前新聞」では、遠方から来た観光客が弘前ねぶたの美観に感動したが「喧嘩さえなければよい」と述べた。そして大正一三年の弘前のケンカネプタでは、軍人を含む数名が死傷したが、新聞には「小なる喧

嘩を捨て、国と国との大なる喧嘩をせよ」との投書が載る。⁽⁶⁵⁾ 昭和期になると、それまでケンカネプタ鎮圧で遅れをとっていた警察の体制が、「喧嘩師」をリーダーとする地域のケンカネプタの組織力に追いつき始め、事前に警察が喧嘩を抑止したり、暴動が鎮圧される機会が増えてきたという。⁽⁶⁶⁾

昭和二年、不景気のため、弘前ねぶたの参加台数が激減する。同四年は祭り不振対策として、弘前商工会が審査制度の導入を決めた。審査はねぶたの形状、意匠、技術、行列、仮装を採点し、最終日の午後には岩木橋で各組代表者へ賞金を授与するもので、運行方法は警察と協議の上で決めた。⁽⁶⁷⁾ 同七年、警察が「年中行事の一つであるネプタ喧嘩も本日を以て終了を告げました」というコメントを発表している。識者によれば、記録に残る大規模な弘前のケンカネプタは、昭和八年八月二四日のものであるという。⁽⁶⁸⁾ それを実見した証言を聞き取った。

(事例4) 「昭和八年が、弘前のケンカネプタの最後だった。それを私が目撃した話は、大條和雄氏が『ザ・ねぶた』⁽⁶⁹⁾に書いてくれたのが詳しい。当時、小学校五、六年だった私は、建物の二階から見ていた。萱町かやちようと和徳町の若い連中が道路の石を拾い、互いに投げ合った。激しい投石のなかを、提灯を下げたお婆さんが、ゆうゆうと歩いていった光景が強く印象に残っている。そのうち巡査がきて、喧嘩の連中は逃げて行った。

当時、弘前の町中は街灯も無く、暗くて、闇のなかにケンカする連中が隠れるように行動していたものだ。たいていは、上町と下町のケンカだが、恨みというより、遊びなのだ。互いに憎いわけではなかった。喧嘩しても、警察に捕まって一晩泊って帰されるだけだ。しかし下町には、市川宇門などの町道場の剣道家が混じっていたため、ケンカが激しさを増した。⁽⁷⁰⁾」

この昭和八年ころ、ケンカネプタ防止のために街路を明るく照らす高燭電灯が、弘前市内の住吉神社と玉成校前（現弘前公園東門前堀付近）の二箇所を設置された。警察は喧嘩防止の警備体制を強化し、同九年に対策協議会を開き、翌年に若手巡査で特別警備隊「新撰組」を結成する。この時代から市内にはバス、タクシーが普及しはじめ、夜の繁華街も明るくなり、その明るさに対抗するため、ネプタ本体の照明もロソクから電灯へ変化し始めたという。そしてケンカネプタが消えていったという。同一年には、秩父宮と同妃殿下が弘前ねぶたを高覧に来たため、喧嘩行為が自粛された。同二年には日華事変が勃発し、同一年の一時の復活を除いて、同二〇年までねぶたの祭り自体が断絶する。戦後の同二年、弘前のねぶた祭りが復活して以降は、戦前同様に刀剣棍棒類の凶器所持の禁止が出されたものの、実際の喧嘩は無くなり、行列に赤袴の女性の手踊りが付くような雰囲気変わった。⁽⁷¹⁾

また、門付けで家々を回って寄付をもらう慣習についても、明治・大正期のネプタ禁止令で金品の強要が禁じられてきた。ある困窮した大工が、ねぶたを子供に担がせて家々を回らせてロソクや金品を集め、それを資金として妻子にせいたくをさせていたエピソードがあった。⁽⁷²⁾ 旧七月七日の寄付募集は高圧的で、応じないときは暴言を吐くので、警察が取り締まってほしいという市民の要望もあった。⁽⁷³⁾ これらの寄付行為の禁止によって、各ねぶた組が、寄付をもらった家の前で、お札に演奏した「休み」の囃子が廃れる要因になったという。⁽⁷⁴⁾

明治、大正期の日本国内では、欧米人の価値観を基準として、それまでの伝統的な日常行為が、軽犯罪として取り締まりの対象となり、法的規制や警察による社会管理が自律的に強化されていった状況があったという。⁽⁷⁵⁾ 近世以来のねぶたの喧嘩、そして他町への寄付強要行為という習俗も、明治後期以降は「風土に根ざした伝統的行為」として容認される行為ではなくなり、警察や新聞がリードした世論、電話や電灯の普及な

どの近代国家の論理が、津軽地方にも浸透することで、変更させるべき対象となっていたのだろうか。

⑦ 地域の伝承

ではなぜ、このような喧嘩ねぶたが、弘前の土地において、近世から昭和期までの長い間、激しく続いたのか。その理由として、従来の研究では、近世以来の「尚武の気風」が、士族から一般町民にまで及んだことであろうことを説く。また、近世の町同士の喧嘩が、明治には町道場の対立になって激化し、大正期に道場が衰退すると、上町と下町の対立に移行し、今年の喧嘩の不覚を、来年こそ取り返そう、という繰り返しが、喧嘩を長く続けさせたのであり、つまりは「城下特有の気風である」とされてきた。⁽⁷⁶⁾しかし、他町へまわって門付けをし、互いに喧嘩するネブタの習俗は、弘前だけのものではないことが、その後の研究やフィールドワークの進展で判明してきた。

(事例5)「(青森市宮田では)大正八年生まれの話者が子どもの頃、子どもだけでねぶたを出した。(中略)ナノガビ(旧暦七月七日)の前、何日間か毎晩ねぶたを出す。子どもたちは近所とか学校の仲間などで、七人か八人ぐらいつつの組になって、その組ごとにまとまって集落内を回る、ねぶたは子どもたちの手作りで、一人一人がそれぞれ持って歩くために、四角い灯籠型のものや扇形のものや金魚ねぶたなどを作った。(中略)あくまでも子どもだけで作り、大人はほとんど干渉しなかった。(中略)他の組と会ったりすると、そんなに頻繁ではなかったが、石をなげてけんかをしたりした。⁽⁷⁷⁾」

(事例6)「深浦のケンカネブタは昭和七年が最後だった。警察の取り

締まりが厳しかった。当時のネブタは人形だった。我が家の前の通りで、浜町(シタのマジ)とオカ町(ウエのマヂ)のネブタ同士が行き合い、道を譲るか譲らないか口論となった。そのときには、わざと自分のネブタに石を投げてぶつけて、相手にやられたという理由を作るものだ。それから取っ組み合いの喧嘩となる。藤を切る鉈を腰に下げていく者もいた。後日、両町の仲直りとして、警察に捕まった人達をもらい下げにいった。⁽⁷⁸⁾」

(事例7)「昭和一六年以前、平内町浅所の若者達によるネブタの運行」
 「(運行)二日目は、小湊町内のネブタと一緒に小湊で運行をする。十字路などで他のネブタと行きあうと、どちらが道を譲るかなどをめぐってよく喧嘩が起きる。喧嘩が起きると、間木や東滝からの見物人も浅所の若者に加勢し、喧嘩太鼓と呼ばれる太鼓の合図で一斉に相手にとびかかる。ネブタ同士もぶつけ合うため、それに備えてネブタの骨組みを頑丈にしたり、ネブタの頭の代えを用意したりする。リヤカーに乗せた濁酒を飲みながら運行をするが、当時の警察は寛容であったため、警察官にそれを見られても、とがめられることは無かった。昭和一六年にネブタが中断された経緯は次の通りである。昭和一六年、戦中に派手なことは控えようという風潮から、当時の浅所小学校校長で青年学校校長も兼ねていた人が、ネブタを出すのをやめるよう若者に言った。そのように言われたときには既にその年のネブタを作っていたため、若者は中止したくはなかった。そこで若者の一人が代表して話をつけに行き、結局、赤い襦袢ではなく普通の浴衣を着る、花笠を被らない、喧嘩をしないなどの条件で許可を受けた。しかし行事の当日、若者はその条件を守らず、全く自由にやってしまった。校長は激怒したが、青年団はあてつけで職員室の前までネブタを持って行って、そこで皆にハネて見せた。若者の一人は、ハネ終わったら自分ごと海に投げ込むように周りに指示して、

ネプタに乗ってハネた。ハネ終わって、その者とネプタは海に投げ込まれ、その年を最後に浅所のネプタは中断となった。⁽⁷⁹⁾

(事例8)「青森市」上野では、戦前はムラで人形ネプタを出した。(中略)ネプタ運行の主体は、青年団たちである。子供たちは、四角い灯籠、三角形の灯籠、金魚ネプタを手持って歩いた。人形ネプタは、台車やリヤカーに乗せて引いた。(中略)マチの方へも引っ張って歩いた。運行途中に隣ムラのネプタから石を投げられたりもした。また、上野出身の店先の前でネプタを回すと、ご祝儀がもらえた。⁽⁸⁰⁾

(事例9)「昭和二〇年代。小学生のころ、藤崎町の町会の子供たちだけで、数メートルの高さの扇や灯籠型のねぶたを作り、「ネプタッ、見てけじゃ〜」といって、近隣を歩いた。隣りの町内に行く物陰から隠れて石を投げってくる者がいて、ネプタの紙が破られた。ねぶた同士をぶついたりする喧嘩までにはいたらなかった。⁽⁸¹⁾」

(事例10)「昭和二十年代、弘前市和徳町坂の上に住んでいたが、昔、バツコヤ(馬耕屋)をやっていた父の西谷兵衛(大正二年生、故人)が、ときどき、ねぶたの思い出として、「石投げてやった」「石をぶつけて○○のねぶたが燃えた」「○○のねぶたと喧嘩した」などと興奮して話していた。家族は「もう年だから、ねぶたに出るのは止める」と言っていた。当時のねぶたには必ず「石打無用」と書いていた。すでに大きな喧嘩は無かったと思うが、通りが狭く、横丁も通ったので、道を譲るかどうかでねぶた同士の小競り合いはあったようだ。道で出会うと「あれ、どこのねぶただ」「こっちは先だ、寄れ！」などといい、狭い道だから避けるとねぶたのカドをぶつけて壊れる。ローソクの明かりだったころは、よくねぶたが燃えて帰ってくることもあり、消火のために竹を入れたササ

ラを用意していた。弘前市郊外の撫牛子や藤崎町、百田などからも「ネプタコ見でけー」と門付けに来た。⁽⁸²⁾

(事例11)「昭和二六、七ころ、弘前市品川町に住んでいたが、大人たちが引く大きなねぶたを見ようと思えば、子供達は、ウチワを持ってブラブラと土手町を歩いたものだ。当時はまだ合同運行が定着していなかったようで、各町のねぶた達は独自のコースを運行していたから、見る場所は一定していなかった。だから囃子の音が聞こえてくる方に歩いていくとねぶたに会えた。今日はあちら、明日はあちらと場所を変えて見た。たいいていの扇ねぶたの脇には「石打無用」と書いていた。狭い通りをねぶた同士が行き逢うと、互いに道をゆずらない。「道をゆずれ」と互いに主張し、太鼓を鳴らし「ヤーヤドー」と大きく囃し立て、ギリギリにすれ違ったり、横丁に入っただけで小競り合いをしたものだ。激しい投石は見なかった。よって、初日から二日目は、キレイなねぶたも、最終日のナスカビには、雨や小競り合いやツブテに打たれた後で、ポロポロになり、穴が空いて本体のなかに入っている男性が外から見えるほどで、絵柄がわからなくなっている。無傷なねぶたはほとんど残っていなかった。

それが、昔からいうケンカネプタかと思っていたが、後日、大條和雄氏の著作「ネプタの華」⁽⁸³⁾を読んで、かつてのケンカネプタの激しさの違いに驚いた。明治末頃生まれの叔母にそのことを話すと「そうだ、その本のようなものだった」と言う。大正の頃、幼かった叔母は、危ないから見てはいけないといわれたケンカネプタが、怖いが見たくてしようがなかった。そこでこっそり家の屋根上や窓からケンカを見たという。当時、自分の父親が、弘前市品川町の角で目医者をしていて、ケンカネプタの怪我人が運ばれてきたという。⁽⁸⁴⁾

(事例12)「木造地方のネプタで、四〇年以上前には、ケンカがあったという。当時、ネプタを作って準備をするネプタ小屋のなかには、丸太を組んでビニールシートをかけただけの小屋もあり、乱暴な青年がたくさん集まる場ともなったことがあり、危ないから子供や女性が近づいてはならない、などと噂されたそうだ。その頃は、ネプタの運行で夜遅くなる子供らを家に帰し、青壮年だけで、木造と五所川原の境界にある岩木川の橋へ喧嘩をしにいった。五所川原の方からもやってきたという。勝った方は、戦利品として負けた方の太鼓や女性を担いできて、ネプタ小屋で酒盛りをした時代があったらしいという。」⁽⁸⁵⁾

(事例13)「五所川原市でもかつては喧嘩がつきもので、北側と南側が喧嘩したという。夜一〇時過ぎになると子供たちを帰して、自由運行で進路を巡って争い、投石で始まり、刀や木の板を持ち出して争い、先頭が喧嘩をすると、囃子方や後方の仲間まで加わり、油をぶつけてネプタが燃えたり、壊れたりしたが、翌日には喧嘩相手に会っても何もなかったようにふるまい、ネプタを修理して出直した。最終日になると子供ネプタも喧嘩の準備をして運行した。警察官を堰に投げ込んだこともあった。「青森は凱旋ネプタ、弘前は出陣ネプタ、五所川原は喧嘩ネプタ」と言ったという。最後の喧嘩は昭和二七ころだという。」⁽⁸⁶⁾

(事例14)「昭和四〇年代の弘前市撫牛子、ねぶたの時期になると、中学生のガキ大将が先頭となって、町内の小学生五、六年の子供たちだけで一週間、農協の裏などに集まって灯籠型のねぶたを作った。絵は有名な絵師に頼みに行って断られたりしたが、たいていは自分たちで描いた。とにかく赤い色にすればねぶたらしくなる。見送りに女性を書くものだが、マンガキャラクターのイヤミを描いたりした。

運行はリヤカーに乗せて、笛無しで一斗缶を太鼓にして、皮をむいた

柳の枝をバチにして町内を歩いた。服装は普段着のまま、豆絞りの鉢巻にハナジロをつけたぐらいだった。これは大人たちのネプタとは違い、特に名前はなかったが「ワラハンド(子供達)のねぶた」とも呼んだ。

御盆を捧げて「ねぶたッコ見でけ」といくと、各家ではテレビの上に御盆に載せてお金を用意してしてくれる。ロウソク、お菓子や一〇円から一〇〇円ほどもらえる。目屋や船沢などの他町会からも来た。ときどき、自分の家にもらいにいったり、仲間が交替して同じ家に複数回もらいに入るようないたずらもしたので、なかには嫌がって家の明かりを消して居留守を使う家や、「おめ、どこのねぶたよ」と聞く家もあり、違う町名をいってごまかしたりした。しかし鍛冶町は大人の飲み屋街なので怖かった。店の人は出て行けと怒るが、酔客は札をくれたものだ。弘前市の合同運行に参加するようになると、子供たちだけで夜遅く歩くこと、金銭を扱うことなどが風紀を乱すといって学校が禁止した。

また、昔は、ケンカネプタで投げるための石を川原で集めたといい、その石を入れるための巾着だったという話や。火のついたロウソクも投げつけた話を聞いたことがある。」⁽⁸⁷⁾

(事例15)「昭和四〇年代の藤崎町にて。町内のネプタには「石打無用」と書かれていた。ネプタが町内を運行していて、狭い道で出会うと、どっちに寄るか、などという交渉が少々あった後、互いに片側に寄って、接触するかしないかという緊張感のなか、ギリギリにすれ違う。それをうまく誘導させる、舵取りの役目がカッコ良くて、少年たちが憧れたものだ。」子供達が、家々の玄関の戸を開け、家の中にいる住人に「ネプタコ見でけえ」と、呼び出して門付けをした記憶がある。しかし、小学校四年か五年生のころ、物乞いはやめなさいと学校で指導され、小遣い稼ぎができなくなると淋しく思った。」⁽⁸⁸⁾

(事例16)「昭和四〇年代のころ、弘前市紺屋町のねぶたと、城北の有志の団体のねぶたが「アズマ屋」の前で、昔の担ぎねぶたをマネして、かけ声勇ましく、ねぶた本体の担ぎ棒同士をぶつけていたところ、担ぎ手の一人が指を挟んで重傷を負い、市当局から指導を受けたことがあるらしい。」⁽⁸⁹⁾

以上のデータを見れば、昭和八年以降、弘前市以外の津軽地方各地でも、他地域への門付けとケンカネプタが行われてきたことがわかる。先学も、ネプタにおける都市部の風流的要素と農村の民俗行事としての要素が影響しあい、津軽地方に共通する「ネプタ文化圏」が成立していることを指摘している。⁽⁹⁰⁾ 事例6のように、昭和初期まで日本海側の深浦町でも、地域住民同士の対抗意識を基盤としたネプタの喧嘩があり、進路をめぐっての間答から投石、道具を持った乱闘をする、弘前のものと類似した行為があった。事例9も投石している。青森市油川、平川市本町でも昭和二〇年代まで、ネプタには「石投無用」「石打無用」と書かれ、よそのムラへ行くと、桜垣の陰や物陰からネプタ本体に投石されて穴を開けられたという。こちらからも「石投げに行く」と出かけた人もいる。五所川原市では昭和二七年頃まで投石だけでなく、油を投げてネプタに放火したり、乱闘する喧嘩があった。浪岡町でも昭和三〇年代まで、他町のネプタとすれ違い様に投石する行為があり、子供たちだけのネプタでも発生していたという。⁽⁹¹⁾ このような投石行為は、ケンカが少ないと指摘されてきた青森ねぶたで発生していたように、淡谷悠蔵は「青森のネプタ喧嘩には記憶にのこる大きなものはない」としながらも、「たまにはネプタ喧嘩もあって、小石など打つつけ合い、その石があたって、頭から血をたらしている人も見たが、」と記している。⁽⁹²⁾

日本各地の都市祭礼のなかで、投石、石打、印地、飛礫から闘争と

なった事例は多く、中世期の京都の祭礼でも発生した。例えば文暦元年(一二三四)七月七日七夕の川崎惣社祭でも、雑人が飛礫を行ない、矢にあたって斬り合い、死傷者が出た。⁽⁹³⁾ 村落でも同様だった。つぶての習俗を分析した中沢厚によると、大正期に山下重民が「風俗画報」で、京都の古い習俗として、子供らが柳の木刀を持ち、頭巾をかぶり山伏の格好をして、夜の鴨川を挟んで、印地打を行い、後に大人が混じって、真剣を持って争い怪我をする行事があった。寛永年中に禁止されたが、三河や信濃には近世まで遺風が残ったという。また、河原で悪態をつきながら子供たちが石投げをする習俗が、明治期から昭和期の山梨県笛吹川や、昭和二〇年ころの愛媛県新居浜にあった。⁽⁹⁴⁾ 笹森建英は、これらの中世以来のつぶて、印地打ちや、日本各地で五月五日の節句に行われていた子供たちの石合戦などと、弘前や黒石のケンカネプタにおける投石行為は関連しないと述べる。かつ、武術鍛錬のため奨励したという事実もなく、祭り一般の闘争本能の解放と、他者の否定が自己のアイデンティティーを成立させる行為であったのだろうとした。⁽⁹⁵⁾

しかし笹原が、明治三二年生まれのケンカネプタのリーダーに聞き取りした、大正七年八月一〇日の百石町での仲町組と鍛冶町組の喧嘩では、「石きたア!」「なに?!石きた!やるんずなア」「お前らが先に投げたんでねえか」と、どちらが先に投石したかを問題にしたということ、⁽⁹⁶⁾ 事例6の昭和七年前、深浦のケンカネプタで、初めにわざと自分のネプタに投石して「相手に先制攻撃された」という証拠を作ってから喧嘩したということ、事例9の昭和二〇年代の藤崎町で、他町内に入ると隠れて投石してくる者がいた、ということなどからすれば、津軽地方のネプタの投石行為は、乱闘前に敵意や否定を表すサインとして共有され、各地域で伝承されてきた行為である。これらは日本各地で中近世以来伝承されてきた、つぶての習俗と重なるものであり、喧嘩ネプタにおける投石行為は、相手の戦意を確認し、戦端を開くための儀礼的な行為だった

のではないか。

そして近世以来、地域を越えて門付けに回る行為が現代まで続いている。昭和五九年に弘前大学が行った浪岡町本郷ねぶたの参与観察調査によると、当時の運行予算約一九〇万円のうち半分近くが、自集落以外からの寄付でまかなわれているため、近隣の黒石市への「遠征」で沿道の各家

からもらう「花」は、重要な収入源だった。特に最終日のナヌカビの午前、黒石市内の繁華街回りが大事だったという⁽⁹⁷⁾。

そして、ケンカダイコ（喧嘩太鼓）、またはケンカバヤシ（喧嘩囃子）の伝承である。前述した投石習俗は、現在は消滅してしまつたとみられるが、喧嘩に関わる行為のひとつとして、囃子を競うケンカバヤシと呼ばれる習俗が、現在も津軽各地のネブタ祭りで行われている。

（事例17）（昭和初期から三〇年代前半の東津軽郡三厩村）「旧暦七月五日から三日間、製作や運行の中心を担ったのは青年団。増川は子供だけのネブタもあった。運行では集落へも遠征したが、（中略）他集落とすれ違うときには、どちらが「山側」を取るかで、ネブタ喧嘩が起こつたという。また太鼓の競争もあった。ネブタが路上で衝突すると、双方から代表者を立て、互いに正面を向き合って太鼓を打ち合うもので、り



写真3 黒石ねぶた運行の前を歩く門付けの少年達
（黒石市横町にて2007年8月5日撮影）

ズムを乱した方が負けとなり、負けた側は太鼓の皮を破られたという。こうした競争は連合青年団が結成される昭和二七、八年ころまで続けられていた。⁽⁹⁸⁾

（事例18）「現在の鯨ヶ沢町のネブタ。運行のなかで、担ぎケンカダイコといい、町会のノボリを立て、担ぎダイコを斜めに抱くように持って叩いて歩く人がいる。通りの角で他町のネブタが来るのを待っていて、ネブタがやって来ると太鼓を持って並んで、バタバタと叩いて競う人がいる。⁽⁹⁹⁾」

（事例19）「現在でも「勝ちどきの囃子」、またはケンカバヤシという囃子がある。木造町では現在でも、運行中に、他町のネブタの太鼓や笛の囃子同士が横に並ぶと、このケンカバヤシをやることがある。互いに競うように大きく速く鳴らす。二〇分以上止まらないこともある。ときどき「仕切りたがる人」がメガホンを持ってきて、「はい、〇〇町会は分かれてください」などと仲裁に入ることもあるが、あるときには止まらずに、警察が仲裁しにきたこともあった。⁽¹⁰⁰⁾」



写真4 木造ネブタ祭りでの「ケンカバヤシ」
（つがる市木造にて2007年7月28日撮影）

弘前ねぶた、青森ねぶた、黒石ねぶたの囃子は、第二次世界大戦後に、それぞれの「正調」の囃子が制定されて奨励されているが、それ以前は、町や地域ごとに囃子が異なっていたという⁽¹⁰⁾。このケンカバヤシは、現在の合同運行等ではほとんど使用されていない。しかし事例7、11のように、前掲した昭和一六年以前の平内町浅所のネブタでも、「喧嘩太鼓の合図で一斉に飛びかかった」という。また、近代の弘前のケンカネブタでも囃子のリズムが速くなったという。平内町でも川原町大橋では「ラッセラー、ラッセラー」「ソレー、ソレー」などという合図とともに互いに接近して、ネブタ同士をぶつけ、小湊のネブタでは、人形の首を奪いあうときに、笛や太鼓が速くなり、声を張り上げて乱闘したという⁽¹⁰⁾。このように昭和初期の津軽地方各地では、喧嘩に関わる特別な囃子があったようだ。

そのほかにも、第二次世界大戦前、青森市油川の子供ネブタが他のネブタに出会うと、喧嘩はしないが、声を張り上げるなどして張り合った。また弘前市和徳町でも、ねぶた同士が会えば、手前から太鼓を乱打してすれ違った⁽¹⁰⁾。なお、幕末の弘前の絵師工藤仙来が語った明治八、九年の弘前のネブタ囃子は現在の形態ではなく、石油缶に小石を詰めたものを引きずり回し、太鼓もやたらに強く叩き、どなり、ホラ貝を吹くなどしてやかましい一方で、統一された調子が無かったという⁽¹⁰⁾。

このようなネブタにおける大声、罵声、ケンカバヤシなどの激しい音に関わる習俗は、一八世紀に奥民図彙がネブタの習俗のことを「声甚カマヒスシ」、菅江真澄も「童の、しりありけど」「はやしありくかまびすしさ」と表現したこととの関連性はないだろうか。かつ、近世の弘前のねぶたの騒乱は「喧嘩口論」とされ「口論」も違反行為であったことを合わせれば、ネブタ運行に付随した大声や囃子の「騒々しさ」は、喧嘩の威嚇行為だけでなく、ネブタ習俗本来が帯びてきた近世以来の伝承要素ではないだろうか。悪口を言い合う日本各地の悪態祭

りや、大声や大きな音が、魔よけの呪力を持つという習俗との関係性も検討すべきだろう⁽¹⁰⁾。

これらのことから、ネブタの習俗自体には、対立や騒乱という要素が歴史的に含まれてきたのではないか。小松和彦も、青森ねぶたには、都市祭礼の一般的特徴としての競争、対立、大量消費、エネルギーの爆発としての暴力沙汰が含まれることを指摘している⁽¹⁰⁾。類似習俗である蝦夷地松前のネブタも、安政二年（一八五五）の記録では「喧嘩口論が無い」とされているが、昭和四〇年代には行列同士がぶつかると喧嘩していた。同じく安政年間の函館の「七夕祭」も、「彼我互い殴打等往々これあり」「皆狂するかと怪しむ計り」であった⁽¹⁰⁾。秋田県能代の七夕行事でも、たびたび喧嘩となり石打や棒を持って争い、ときに数百人が激突して重傷者が出た⁽¹⁰⁾。さらに時代を遡れば、ネブタのルールとされる盆の灯籠供養は、一二世紀前半から一四世紀前半の京都において、下人や雑人らの相撲と結びつき、その賑わいが武器を使った闘争になり、死傷者が出た事例がある⁽¹⁰⁾。

では、その争う伝承要素は、津軽地方のネブタ習俗のどこに由来しているのか。かつてのナヌカビにはすべてのネブタが取り壊され、川や海へと流されたことなどから、ネブタ行事が、睡魔や悪疫を流し払う儀礼であり、虫送り行事との関連性が指摘されてきた⁽¹⁰⁾。ネブタ行事が無かった旧盛岡藩領の三沢市根井でも、旧七月七日に各家が麦ワラで二尺あまりの男女の人形を作って門口に立て、盆の十三日にムラの端に捨てる行事がある⁽¹¹⁾。また津軽各地のネブタのなかには、五所川原市漆川や飯詰、今別町大川平のように、害虫を送り被う虫送り行事と関連する例がある。また、鱈ヶ沢では「ネブタをそのまま来年までしまっておくと病気になる」という伝承がある⁽¹²⁾。類似する富山県滑川市の「ねぶた流し」は、円筒形のネブタにワラくず、病人の汚れた衣服や稲の害虫を入れた籠をつけて、町内を練り歩いた後に、焼いて海に捨てるという⁽¹³⁾。このようにネ

ブタは、ケガレと関わる存在であった。武者や生首などの恐ろしい絵を描き、虫送りとともに運行され、戦前までの青森ネブタに一般の女性が参加することが忌み嫌われたのは、そのためではないだろうか。⁽¹⁸⁾

このようなケガレと関わるネブタの無法行為は、人々が従わざるを得ないものでもあった。例えば、近代の五所川原市のネブタは、町角の店の柱を折り、塀をつきやぶって強引に運行しても、被害者側が怒るわけにいかなかったという。また、門付けに応じなければ破壊行為があり、多少の無理無体は大目に見られており、当時の警察も沈黙していたという。弘前市新町のねぶたも同様で、明治期から昭和六〇年頃までのねぶたが、公道の電線や交差点の感知器にぶつかって破壊してしまっても笑い話で終わったという。⁽¹⁹⁾戦前の青森ネブタでは異装のバケトが多く、沿道の見物客に悪ふざけを行う存在として認知さえていた。⁽²⁰⁾近代までのこれらの事例は、ネブタそのものが、ケガレとともに町々を徘徊し、日常の決まりごとを逸脱する存在であり、長い間留まらせずに、外界へと流し、送りださなくてはならないような荒ぶる神性、畏怖すべき要素を孕んだ存在であったことを暗示している。その存在に、闇のなかで人々は群れとなつて付き添い、一体化することにより、個性を失つて、闘争や金銭の強要などを行った。

一方でその荒ぶる神性は、自集落にとつてはシンボルであったが、同質の存在同士が出会えば、他集落にとつては対立し、忌み追ひ払うべき対象として認識された。そのため否定のサインである投石が行われ、喧嘩へと展開してきたとも考えられよう。しかしこれらの習俗の一部は、近代社会の論理と相克しながら、大きく変更させられていったのである。

なお現代の騒乱である、青森ねぶた祭りのカラスハネト問題については、現代日本の祭礼における祝祭と、そこに生じる逸脱や騒動の事例としての分析がある。⁽²¹⁾カラスハネトの問題行動の一部には、異装束

と匿名性、第三者を巻き込んだ乱闘、投石行為、ネブタ本体への破壊行為、警察への抵抗など、かつてのケンカネブタと類似する要素も認められる。しかしカラスハネトの行動は偶発性が高く、近年になって衣装や行動が様式化しはじめたということ、母体となる集団を持たないことなど、近現代のケンカネブタ習俗との比較検討が必要である。現時点では、近代の弘前市内のケンカネブタにおける、野次馬の参加などの現象と類似する可能性を指摘しておくに留めたい。

⑧ 正統性の創造

大正三年、各ねぶた同士が出会って道争いから喧嘩へ発展することを防止するため、全ねぶたが警察署長の指揮下に、弘前公園堀端を順番に運行する、合同運行スタイルが導入されたことは前述した。昭和四年には、祭り不振対策のため、弘前商工会議所が合同審査制を導入した。当初は審査を拒否するねぶたが多く、警察に運行許可を申請したねぶた約二〇〇台のうち、審査の申請届出を行ったのは僅か一〇台のみだった。よつて当時の宮川商工会長は「無届のねぶたであっても、審査場の前を通過したものは審査する」として、二四二台の審査を成功させた。「弘前新聞」では「審査員又眼を白黒させてあたらはずはずれずの審査をした結果：」と皮肉ったコメントが載せられたという。⁽²²⁾青森ネブタでも、昭和二年から審査制度が始まり、入賞を目指して各団体が競いあっているが、順位に対する不満や、入賞漏れへの不満から、ネブタを破壊する行為が発生した時期もあった。⁽²³⁾

審査に無関心であった弘前ねぶた各組も、昭和四〇年代後半から一転していった。弘前大学の調査によれば、戦後、青森市や弘前市の都市のネブタが「観光イベント」として発達するなかで、合同運行方式が基本型として定着し、そのスタイルが、昭和四〇年代後半から五〇年代にか

けて各市町村にも導入されたことで、各ネプタ本体の巧拙、囃子の演奏、行進の秩序などを競わせる審査や褒章制度も取り入れた地区が出てきたという。

これによって、かつて自地域を拠点として周辺地域を自由に練り歩いたネプタたちは、町のメインストリートを整然と行進して、見物客に「見せる」ネプタへと変貌していったという。そのため、同大学がフィールドワークを行った昭和五〇年代末には、弘前市内の各ねぶた組の意識が、自町内で運行して地域住民に見せることよりも、中心街の合同運行に傾けられている状況があったという⁽¹²⁾。

また、前述した事例などから、昭和八年から一六年頃が、津軽各地の大規模なケンカネプタが終息した時期のようである。しかし、昭和八年に終息したという弘前のケンカネプタが、実際には事例11のように、昭和二六、七年頃でも、変容したかたちで争いが行われていたことは興味深い。しかし、この話者によると、東京へ嫁入りして、昭和三五、六年頃に帰郷して再見した弘前ねぶたが、昔のように進路を争うことが無く、お互いに道を片側に譲り、相手のネプタに拍手でエールを送る光景を目撃し、全く変わった様子に驚いたという⁽¹³⁾。昭和二〇年代から四〇年代には、近代初頭までの激しいケンカネプタが先代の記憶となり、実体験のない世代が生まれていた。そのため、往時を偲ぶパフォーマンスとして、ときに再現される対象となっていたようだ。

この時代は、津軽各地のネプタ習俗が、教育的見地から批判の対象とされた時期であった。例えば菅江真澄は一八世紀末に、下北や津軽で子供たちのネプタを目撃しているが、そのような地域の青少年たちが自律的に行うネプタ製作と門付け行為は、昭和初期まで多くあった⁽¹⁴⁾。しかし第二次世界大戦後の急速な社会変動でほとんど消滅したという。これは昭和三〇年代から、ネプタの門付け行為が、小正月のカバカバ行事と同様に、「物貴い」だと批判され、各学校を通じて禁止されたからである。

青森市では昭和三三年頃、子供会のネプタとは別に、中学生が小さい子供らを率いて「ジャゴ（田舎）ネプタ」と揶揄された小さなネプタで門付けに歩き、新聞沙汰になるようなトラブルが、二年続き、社会問題になったという⁽¹⁵⁾。昭和四〇年代には、ネプタ行事が、青少年の不良化、非行の原因として、夜間の参加を禁止するなど各学校が規制を図った。その後、昭和五〇年代には、地域の祭りや芸能を利用し、青森県の誇るべき伝統の祭りとして、観光面での活用が叫ばれ、大人の指導のもとに、子供の健全育成を計る「教育ネプタ」が登場した。しかしそれは、かつての自律的な子供のネプタとは、性質を異にするものだったという⁽¹⁶⁾。

さらに合同運行および審査制度の普及、浸透にともない、近世の絵画史料等では雑然とした集団で練り歩いていたネプタが、現在では「審査席前を五列で整列して歩けば賞を取る」といい、整然とした隊列で進むことを誇りとする団体が生まれている。これは、平成一九年八月一日と二日の夕方に行われた「二〇〇七 弘前ねぶた ねぶた参加団体出陣式」でも示された。誘導係の指示に従って順番に、背中合わせで二列に並ぶ隊列をとったり、一斉に動きを揃えて「ヤーヤドー」と三回掛け声をあげてから、定められたコースを歩くなど、整然とした集団行動を取るよう各団体に事前説明があった⁽¹⁷⁾。全ねぶた組が参加する行事での規律行動のスタイルが、各団体個別の運行形態にも、共通認識となって浸透していることが推測される。また審査日は、各団体が最高賞の「知事賞」を取るために、大型バスを何台も連ねて大人数を同員して大きな隊列を組むが、受賞後になると、運行参加者が激減することが多いという。さらにメインストリートを合同運行する行為自体が、ネプタの大型化に拍車をかけている傾向もあるという。なぜならば、運行者のなかには、目抜き通りである土手町の広い道幅に映えるような大きさがないとねぶたの格好がつかない、といった声もあるようだ。そして弘前市では、毎年六月と九月に、各ネプタ団体の意見を聴取する会議が開かれているが、近

年は、各団体が賞を獲得しようという意識からか、主催者側へ「どのようなネプタを製作し、運行したら入賞できるのか」審査基準の明示を求める声が多くなっているという。⁽¹⁸⁾

これは、近世から近代初頭にかけて、藩や政府の規制に対して「喧嘩口論」、ケンカネプタ、門付けの強要など、いわば「違反行為」を繰り返してきたネプタの習俗としては、反対に運行組織や住民側からシステムに寄り添うという、対照的な行為へ変容したとみえよう。しかし視点を変えればこの変化は、他のネプタを凌駕するための「喧嘩口論」およびケンカネプタの習俗から、運行ルートおよび審査規定の制度上での競争へと、戦略を転換したものであるとも考えられよう。

さらに近年は、弘前ねぶたや青森ねぶたにおいて、変化しつつある現状を「乱れ」として意識し、「伝統の姿」への回帰を訴える世論が高まっている。例えば平成一九年には「弘前ねぶた保存会」が初めて、ねぶたの保存基準を設定する計画を提案した。

「弘前ねぶたに初の保存基準、

「乱れ」一掃目指す、来年の祭り前に公表

「弘前ねぶたの原点に立ち返ろう」。弘前ねぶた保存会（会長・清藤哲夫弘前観光コンベンション協会長）は、近年一部団体で見られるねぶたの形態や運行、はやしなどの乱れを受けて、弘前ねぶたのあるべき姿を検証した初めての保存基準を定めることを決めた。基準は来年の祭り前に公表するが、今年の祭りでも運行はやしなどで各団体に協力を求める文書を送付するなど、国指定重要無形民俗文化財にふさわしい祭りづくりに取り組む。

祭りの「乱れ」については近年、参加団体の増加とともに目立つようになり、参加団体が集まった昨年の弘前ねぶたフォーラムでも「他の祭りを想起させる踊りがある」「短パンにさらし姿で騒ぐ女性が見られた」

などといった意見や問題提起があった。

このため、弘前ねぶたの保存と振興を目的に観光団体やねぶた運行団体、企業などで組織する弘前ねぶた保存会が保存基準の策定を決めた。弘前市教育委員会はオブザーバーとして参加する。

早ければ今年の祭り終了後に郷土史家や民俗研究者、有識者らをメンバーとする会議を立ち上げ、複数回の会議を開いて弘前ねぶたのあるべき姿を検証。保存会としての保存基準を定め、来年の祭り前に参加団体に公表する。

保存基準の策定は、九日に開かれた同保存会の総会で承認。またこれに併せてこれまで弘前観光コンベンション協会の部会内などで検討してきた事項については、運行はやしなどのソフト面については今年の運行から取り入れることができるため、各参加団体に文書で送付することにした。

「弘前ねぶた保存会からのお願い」と題した文書は「構造」「絵」「運行」「はやし」の各項目に分かれ、「カラスのような格好、公序良俗を乱す格好は慎む」「旋律、リズムが弘前ねぶたのはやしであり、笛、太鼓の調和が取れている」といった基本的な姿勢やモラルを団体に求めている。また、奨励する事項として「組ねぶたの奨励」「きんちゃく、さらなど近年少なくなった道具の使用」「鏡絵、見送り絵、袖絵に何らかの統一性を持たせる」といった項目を挙げている。

清藤会長は「基準は決して強制的なものではないが、藩政時代からの歴史ある祭りであり、重要文化財として守っていかないとけない。原点に立ち返った弘前ねぶたを保存会を中心に発信したい」と意気込んでいる。⁽¹⁹⁾

さらにその翌月には、有名作家が全国誌で、青森ねぶたと弘前ねぶたを見学したエッセイを発表した。それによれば、青森ねぶたには好感

を持ったものの、弘前ねぶたでは、近年増加した女性のさらし姿を見て「ここ弘前の、跳人は、青森に比べてかなり品が悪い。」とコメントした。また「ヤンキーと思われる一団が氣勢を上げているシーン」も目撃し、同行した友人は、取り締まりの厳しい青森ねぶたから、ここ数年、若者たちが弘前へ流れてきている状況を説明したという⁽¹³⁾。これに共感した弘前市の女性は地元の新報に「女性の品格」として、従来のように各団体ごとの衣装を着て「弘前ねぶたの情緒、伝統を守ってほしいと切に願っている。」という投書をした⁽¹⁴⁾。このように、県外の人物がとらえたネブタの印象がメディアによって宣伝され、地元の青森県民の自意識にまで、影響を与えるような現象は、前述した大正一〇年の「弘前新聞」でも確認できる⁽¹⁵⁾。

このようななか、平成二六年八月五日二〇・三〇頃、弘前ねぶた祭りにおいて、合同運行「駅前コース」の出発地点、弘前市北瓦ヶ町付近を運行中のねぶた組の一人が、山車内部の機械昇降機に挟まれて亡くなるという、痛ましい事故が発生した。

合同運行・審査が、ねぶたの大型化に影響を及ぼしていることについては前述した。大型化したねぶたを、様々な障害物がある街路上で運行していくには特別な装置が必要となる。昇降機とは、主に大型ねぶたが運行中に信号機や電線にぶつからないように、ねぶた本体を上下に伸縮させるために内部に組み込まれた装置であり、発電機などを動力源としている。市内で運行する際、高さ5mを超えると信号や交通標識等に接触してしまう。よって昭和期の大型ねぶたは、山車上部に蝶つがいをつけ、人力で折りたたむ方法が一般的だったが、昭和五〇年代以降、動力付き昇降機が普及して山車全体が上下に伸縮できるようになった。この機構は現在、過半数のねぶたが導入しているという。さらに近年は、大通りで観衆の目を引くために、高さ・幅ともに七メートルを超える大型ねぶたでありながらも、上下左右へ立体的に伸縮・展開可能な複雑な

仕組みを登載したねぶたも登場している。これらの昇降機を原因としたねぶたの人身事故は、平成一五年にも発生していたが、昇降機の仕組みは、油圧式やチェーン式など各組統一性がなく、操作方法についても各組のベテランが担当するだけで、安全管理や操作のマニュアルなどは統一されていなかった⁽¹⁶⁾。よって主催者は毎年、参加団体に安全対策の徹底を呼びかけ、平成一六年からは傷害保険加入も呼びかけていた。

この事故をきっかけとして、弘前のねぶた祭りは大きな制度的改革を迫られることになる。弘前市は、八月六日に主催四団体による会議で、残り二日間の合同運行を中止すること、平成二七年三月までに主催者および祭り参加団体による総合的な安全対策をまとめること等を決定した。なお、平成二〇年に弘前ねぶた保存基準策定委員会が策定した「弘前ねぶた保存基準」には、ねぶた大型化に関する規制等は含まれていなかったという。突然の事故に驚いた弘前市民は、哀悼の意を表するとともに、楽しみにしていた六日と七日の合同運行中止に落胆した。特にねぶたの時期は、商業面でも一年に一度のかきいれどきだっただけに、関連する全イベントおよび観光ツアーの中止で混乱が生じ、経済的打撃を心配した補償問題に関するコメントが新聞紙面に登場した⁽¹⁷⁾。

主催団体のひとつである弘前観光コンベンション協会は、急速に進んだ弘前ねぶたの大型化、機械化に歯止めをかける必要性を述べ、例年参加してきた某組のねぶた（昇降機無しの高さ六・一五メートル、幅五・四五メートルの木製）を事例として、「ねぶたは大きければいいというのではない。昔ながらの組ねぶたを増やすなど、弘前の良さである『伝統』も追及するべきでないのか。」とコメントした⁽¹⁸⁾。八月一八日には、主催四団体に参加団体関係者も加わり、「弘前ねぶたまつり運行安全指針策定小委員会（仮称）」の第一回会議が開かれ、過去の事故や想定される危険等のアンケート調査をもとに「弘前ねぶたのあり方が問われている」とし、平成二七年三月までに、ねぶた本体のハード面、運行のソフト面

も網羅した総合的な安全指針を策定することを確認した。主催者側からの押しつけではなく、参加団体自らが安全を考えるような問いかけを希望する意見も出たという。⁽¹³⁾ 同会議は一〇月二八日にも開かれ、各ねぶた組へ実施したアンケートによる過去の様々な事故例を踏まえて「運行中の飲酒禁止」「機械器具類の十分な点検の必要性」「機器類操作は担当者のみに限ること」「各係の連携確保」など今後の指針作りの方向性を議論した。同会議は毎月一回開催され、平成二七年三月までには指針をまとめることになった。⁽¹⁴⁾ 八月二七日には弘前市が、今年のねぶた祭り合同運行が、事故による中止で例年より二日短い五日間でありながらも、信号機や道路標識への接触事故が昨年の二倍の件数であり、運行中の事故やトラブルも多発しており、「由々しき問題」であると発表し、新聞は、参加団体のマナー意識やねぶた操作技術にも疑問を投げかけている。⁽¹⁵⁾

さらに事故後、弘前市民の間から、現状のねぶた祭りの再考を促す声が出てきた。例えば地元の新聞の投稿欄には、ねぶたは審査席や座敷席が設けられている目抜き通りでは正面を向いているが、道路幅の狭い道では信号機や道路標識に衝突して壊れるのを防ぐため、横になって運行するので、鏡絵や見送り絵を見ることができなるとし「鏡絵を正面に向けて運行できないねぶたは禁止すべき」であり、「奇抜さや大型化を目指すのではなく、弘前の道路事情を考慮した、弘前に合った本来のねぶたの形に戻すべきではないだろうか。」という声が寄せられた。⁽¹⁶⁾ 奇遇にも同じような意見は、同じ県内でも、ねぶた文化圏とは異なる旧八戸藩領の八戸三社大祭からも出ていた。そこでも運行方法の見直しよりも、山車の大きさや仕掛けを争うのではなく、根本的に見直し、それらを制限することが提唱された。⁽¹⁷⁾

弘前ねぶたの安全対策の見直しが進められていった。平成二七年三月一九日には、弘前市、弘前商工会議所、公益社団法人弘前観光コンベンション協会、公益社団法人弘前市物産協会、弘前ねぶたまつり合

同運行参加団体が参加して「弘前ねぶたまつり運行安全指針」を策定した。また同年四月一〇日には、弘前ねぶた参加団体協議会による「弘前ねぶたまつり合同運行安全会議会則」が施行された。すべての参加団体が加入する組織の必要性や、合同運行への参加資格等とともに、各団体の指揮系統や役割分担と人員配置、山車や機器構造の安全対策、飲酒および喫煙、服装、パフォーマンス、保険加入等の例が示された。そして同会は「団体作成運行安全マニュアル（参考例）」を発表した。運行各団体が安全なねぶた運行を行うため、自らの団体の状況に則した運行安全マニュアルを作成し、会員内で共有するための参考例である。そして平成二八年六月一〇日には、弘前ねぶたまつり合同運行安全会議が開催され、安全講習会実施や、各団体から一名ずつ選出して、ねぶた進行管理や他団体の運行状況を確認する方法等が話し合われた。⁽¹⁸⁾

一方でネプタのイメージに対する再考もあった。現代では、青森県出身者との交流から、関東各地でもねぶた・ねぶた祭りを模倣した祭礼が生まれ、定着している現状がある。そのことについて、青森県の文化のアピールと交流の深化、地元への誘客への期待があるとしながらも、各地における独自の形態へと変容していることについて「あまりにも本来の姿とはかけ離れた方向に発展することや、そのことにより本場の山車運行が誤った印象で観光客に受け取られることは避けたい。」「各地の運行の在り方はある程度許容しつつ、正しいねぶた・ねぶたの姿を伝え、さらなる交流につなげていくことが津軽の人間の責務となるう。」⁽¹⁹⁾ という声があがった。さらに平成二四年四月には、世界遺産登録を目指している韓国のある祭礼と、青森ねぶたとの類似性を指摘する言説がインターネットで日本各地に広がり、政治家まで巻き込んで一時騒然となったことがある。いまやネプタのイメージは、青森県内だけではなく、日本文化を代表するひとつとして、そのアイデンティティーを問われる場面が生じているといえよう。

まとめにかえて

このように弘前ねぶた祭りでは、平成二六年に発生した痛ましい人身事故への反省から、従来の安全対策の抜本的な見直しと新たな構築が進められている。そのなかでは、近世後期から規制を乗り越えながら、ねぶたの大型化、装飾化を指向してきた民衆が、逆に自ら小型化へと方向転換する必要性を指摘しはじめている。さらに、山車の基本構造や運行団体の組織、行動についても詳細な再検討が行われ、新たな基準の作成がうたわれており、ねぶた本体の基本構造や運行形態が大きく変化する画期を迎えている可能性が高い。さらにそのことを契機として、行事の中で傳承されてきた様々な行為のなかで、いままでも無意識に行ってきた行為がリストアップされることで名称を与えられ、意識化されたり、新たな視点から改変または規制される項目が出てくることなどを通じて、行事全体にも新しい変化が発生していくことも予想されよう。その一方、青森県外や海外へも伝播し、各地で独自の変容を始めている異域ねぶたに対する地元の違和感も生じている。これら二つの課題を解消するために、津軽地方の人々が求めているのが「本来の」「正しい」ねぶた像への回帰ではないだろうか。

現代の弘前市民がイメージする、ねぶたの「伝統的な形態」とはどのようなものか。それは弘前市役所から、全戸に配布された広報誌が参考となる。それによれば、ねぶたの起源として、盆行事の眠り流し説と、「奥民図彙」などを紹介し、「扇ねぶた」と「組ねぶた」の基本構造、「ねぶた審査基準」も説明している。これは、従来のネブタの起源論、歴史論をコンパクトにまとめたものである。この規準は法的強制力をもたないが、適合した団体には賞の授与が発生する。また例年、運行団体に弘前市からの後援費が供出されているため、各団体にとつ

て弘前市の規準は、一定の拘束力がある存在だといえる。

しかし本論の分析から、その「伝統的な形態」のなかに、かつては違反行為とされた要素が含まれていることが指摘できる。例えば、前述の弘前藩日記によれば、三尺以上の大きいねぶた、一尺以上の大きな太鼓の使用は違反行為であった。「太鼓だけ叩いて歩く」行為は、文化一〇年（一八一三）以降、禁止されていた。また、二、三〇人の多人数で、または複数の町が連合する「組合ねぶた」の運行も、慶応三年（一八六七）頃に流行したもので藩が禁止していた⁽¹⁴⁾。しかしこれらの行為はいずれも、近現代以降のねぶた運行の基本的形態として広く定着している。そして「鏡絵、見送り絵、袖絵に何らかの統一性を持たせる」といった構造をもち、生首などの残酷な絵を描く扇灯籠は、近代初頭にケンカネブタとの関係から形成されたという説がある。それは、合同運行を始めた大正三年、扇灯籠を廃せば自然に喧嘩は無くなるだろうという、総代の提案と反論があったということからも、扇型と喧嘩の深いつながりが意識されていたことがわかる。

また、笛と太鼓を用いる現在の囃子も、近世に禁止されていた横笛が、明治以降の解禁によつて成立したと考えられる。これは、昭和一〇年頃の青森市油川の子供ネブタが、太鼓のみで笛が無かったことや、昭和三〇年以前の深浦ネブタで、太鼓の音は暑さ呼び、笛の音は涼しさと呼ぶからといって、ネブタの囃子は太鼓のみで、笛は一切吹かなかつたということなども合せて、現在のネブタ囃子の成立史を巡る、今後の研究課題となる⁽¹⁵⁾。

つまりこれらの要素は、七夕行事や盆行事の要素だけではなく、かつての「違反」行為や他の要素からも生まれ、後世にねぶたの伝統的スタイルの一部として定着したものである。よつて基準が示す形態は、不変の姿ではなく、歴史的に変容の連続のなかから形成されてきた弘前ねぶたにとって、近代のある特定の時期に成立した形態であることは、絵画



写真6 現代の弘前市で運行されている扇ねぶた
(2015年8月5日、筆者撮影)



写真5 近代の弘前市の組ねぶた
(大正～昭和初期、弘前市和徳町西谷家蔵)

史料や古写真からも明らかである。それはおそらく、同じ市民でも、近世や数世代前の近代の人々にとつては、違和感を感じる姿であろう。実際に、近世の弘前藩が認めていた「本来のねぶた」とは、子ども達が屋敷内で行う儀礼であつたとみられ、現在そのような習俗は失われ、具体的にどのような内容であつたのかさえ明らかではない。「本来のねぶた」「正しいねぶた」像は時代によって違つてある。

かつ、ねぶたの儀礼習俗は、近世以来、近代まで、支配者や特定の寺社、宗教者が全く関与せずに、民衆の自主性にまかされたまま行われてきたため、統一基準は存在しなかつた。住民の主体性は、現代の祭り運営にも継承されているようだ。例えば、市のねぶた祭り担当部局弘前市教育委員

は、様々な会議があつても、あくまでオブザーバーとして参加している。今回の人身事故後の基準作成や安全指針作成会議でも、市当局や主催者からの強制ではなく、運行団体からの自主的な意見とすりあわせながら進められていくことが強調されている。また人身事故後の平成二六年一〇月二七日には、三八の運行団体や関係者が集まり「弘前ねぶたフォーラム」が開催され、そのなかで「弘前ねぶた参加団体協議会」が、昇降機等の装置を毎年検査すること、協議会加入団体のみ合同運行参加を許可すること、協議会が一括して保険へ加入すること等を盛り込んだ独自の「安全対策（事故防止）マニュアルたき台」を作成し、主催団体へ提出したが「協議会へ」強制的に入れるだけでは何も変わらない」という反対論も少なくなかつたという⁽⁴⁾。

よつて「原点」「伝統」「本来のねぶた」「正しいねぶた」像とその正統性は、民衆による変化と、それに対する規制との歴史的な相克のなかから出現してきたものであり、社会の様々な要請に対応しながら常に更新され、揺れ動きつつある現在の中立点であると考えられよう。すなわちそれは帰帰する対象ではなく、そのつど新たに目指される目標であり、現在のねぶた行事総体の紐帯として機能するよう希求されている現状がある。

註

- (1) 弘前大学人文学部人間行動コース編「人間行動研究Ⅰ ネブタ祭り調査報告書―文化・社会・行動―」一九八六年、五―一二頁
- (2) 「弘前藩庁日記（国日記）」享保五年七月六日条（弘前市立図書館蔵）
- (3) 藤田本太郎「弘前市立図書館創立七十年記念出版 ねぶたの歴史」弘前図書館後援会、一九七六年、一一〇―一二二頁、金子直樹「勝ち抜き行事―翼賛文化運動における祭礼行事と民俗芸能の「活用」―（郷土）研究会編「郷土表象と実践」嵯峨野書院、二〇〇三年）
- (4) 二〇一四年一〇月二九日付け朝日新聞青森版「立佞武多、海外へ」
- (5) 「東奥日報」二〇〇七年九月五日付け「弘前ねぶた、正しく伝承」記事など

- (6) 松木明知『ねぶた』—その起源と呼称—津軽書房、二〇〇六年、一〇〇—一〇三頁など。前掲藤田二二三—二二四頁
- (7) 小松和彦「原著『青森ねぶた誌』の監修を終えて」(宮田登・小松和彦監修『増補版 青森ねぶた誌』青森市、二〇一六年) 四二六—四二九頁
- (8) ネブタの起源論および歴史の研究史については、前掲の松木明知の著作(二九—七〇頁)、が詳しい。他にも青森県内のネブタ祭りとは七夕行事との関連性について、東北地方の類似習俗と比較しながら明らかにしたものに、青森県立郷土館編『ねぶたと七夕』(一九九九年)、ネブタ行事と地域の様々な習俗とのつながりを記したものに後藤秀次郎『平内町ネブタ発祥の地』平内町郷土研究会、二〇〇九年、福士壽一『津軽地方の夏祭り—ねぶた・ねぶた・火流し・盆踊り—』津軽新報社、二〇一四年、などがある。
- (9) 大條和雄『ネブタの華』津軽書房、一九七五年、大條和雄『ザ・ねぶた 増補版』水星舎、一九九一年、笹原茂朱『ねぶた祭り 明治・大正・昭和』少年社、一九八二年
- (10) 弘前市商工部観光課『重要無形民俗文化財 弘前ねぶた —歴史とその制作—』一九八三年、前掲弘前大学報告書七頁、前掲松木、成田敏『青森ねぶた灯笼の造形様式について』(青森市市民文化庁生涯学習課市史編さん室編『市史研究』あおもり 5) 青森市、二〇〇二年、阿南透『青森ねぶたの現代の変容』(吉田伸之・上野和男・岩淵令治編『国立歴史民俗博物館研究報告 第一〇三集』同館、二〇〇三年三月、阿南透『青森ねぶたとカラスハネト』(日本生活学会編『生活学』二十四冊 祝祭の一〇〇年—ドメス出版、二〇〇〇年九月)、外崎純一『新興住宅団地の町内会における行事の成立過程—青森県戸山が丘町会の子どもねぶたの製作と運行—』大島建彦編『民俗のかたちとこころ』岩田書院、二〇〇二年)、澤田繁親『龍の夢 ねぶたに賭けた男たち』ノースプラットホーム、二〇〇四年、同『龍の伝言 ねぶた師列伝』ノースプラットホーム、二〇〇六年、など。
- (11) 比良野貞彦『奥民図彙』(農村漁村文化協会『耕作断・奥民図彙・老農置土産・業種作り方取立ケ条書・除稲虫之法』一九七七年、一六六頁、一三三—二二二頁) 森山泰太郎『解題(奥民図彙)』(前掲『耕作断・奥民図彙・老農置土産・業種作り方取立ケ条書・除稲虫之法』二四九—二五一頁)。
- (12) 拙論『争うネブタの伝承—青森県津軽地方のケンカネブタ—』(河西英通・脇野博編『北方社会史の視座 歴史・文化・生活 第3巻』清文堂出版株式会社、二〇〇八年)
- (14) ほかに「ネブタケンカ(ねぶた喧嘩)」という呼称も使われる場合があり、吉村和夫は、「国語的にいえば、(けんかネブタ)は、けんか用の小さなかつぎネブタのことで(ネブタけんか)は、ネブタ同士のけんかということになるだろう。」(吉村和夫『つがる巷談』北方新社、一九八五年、一五頁)とコメントしているが、論者の聞き取り調査では一定していない感があった。また門付けについても「寄付」「ハナ(花)」という地域もあり、同様である。
- (15) 船水清『佞武多』(佞武多)津軽書房、一九六六年、一六—二七頁、前掲藤田二二三—二五一頁、前掲吉村一五—三八頁
- (16) 田澤正『平穂独言集2 史料にみる「ねぶた」—叱られてばかりいた昔のねぶた—』北方新社、二〇〇六年
- (17) 笹森建英・中田伸一『社団法人 黒石青年会議所創立40周年記念 津軽ねぶた論攷 黒石(分銅組若者日記)』社団法人黒石青年会議所、一九九五年、二五—二六頁
- (18) 前掲大條
- (19) 前掲笹原
- (20) 前掲藤田二二六頁
- (21) 前掲笹原、また、二〇〇七年八月における論者の笹原茂朱への聞き取り
- (22) 前掲『青森ねぶた誌』二八頁
- (23) 前掲拙論一八〇—一八三頁の近世における弘前ねぶた「喧嘩口論」年表、高牧實『城下町弘前における祭礼』(同『近世の都市と祭礼』吉川弘文館、二〇〇〇年、五九—六八頁)
- (24) 長谷川成一『日本歴史叢書 弘前藩』吉川弘文館、二〇〇四年、二〇八—二一〇頁
- (25) 前掲拙論一七九—一八五頁
- (26) 前掲高牧、六—七七頁
- (27) 佐藤耕次郎『黒石地方誌 黒石役場 昭和九年、三〇七—三一四頁・三一七—三一八頁、黒石市『黒石市史 通史編I』一九八七年、四八七—四九二頁
- (28) 津軽ひろさき検定実行委員会編『津軽ひろさき歴史文化観光検定 公式テキスト 津軽ひろさき検定』公益社団法人弘前観光コンベンション協会、二七頁「ねぶた喧嘩」の項目など
- (29) 明治四二年八月二日付け「弘前新聞」(弘前市立図書館蔵)
- (30) 明治三七年弘前市春日町(仲町)生まれ故小山秀雄氏より、一九八八年に論者聞き取り
- (31) 前掲大條・笹原
- (32) 前掲拙論一八八—一九一頁の近代の弘前市におけるケンカネブタ年表
- (33) 前掲笹原三〇九—三二七頁
- (34) 前掲笹原二〇—二二二頁
- (35) 前掲小山秀雄氏より、一九八八年に論者聞き取り
- (36) 前掲大條和雄『ザ・ねぶた』一六八頁
- (37) 前掲藤田一三—一三二頁、一四二頁、前掲笹原八二頁

- (38) 前掲笹原八八〇～九一頁
- (39) 前掲吉村二三〇～二四頁
- (40) 前掲笹原九〇〇～九一頁
- (41) 前掲笹原一三七〇～一四〇頁、弘前市新法師の清藤栄氏(大正一〇年生まれ)より、二〇〇六年論者聞き取り
- (42) 森山泰太郎『日本の民俗2 青森』第一法規出版、一九七二年、二四四～二四六頁、平川市にて二〇〇七年論者聞き取り
- (43) 前掲藤田一四二頁
- (44) 坂、辻、橋の異空間性については、福田アジオほか編『日本民俗大辞典 上』吉川弘文館、一九九九年、六八四頁「坂」、同「同下」、二〇〇〇年、一三〇～一三一頁「辻」、三五五頁「橋」の項目など)
- (45) 前掲大條「ザ・ねぶた」一三二～一四二頁
- (46) 前掲笹原八九頁、一一六～一一八頁、一九八〇～三頁、明治四二年八月二二日付け「弘前新聞」(弘前市立図書館蔵)
- (47) 「スル側」「ミル側」の概念や、都市祭礼の研究動向については、中野紀和「祭礼研究の現在―祭礼と都市祭礼―」(現代伝承論研究会編『現代都市伝承論―民俗の再発見―』岩田書院、二〇〇五年一〇月)が参考となる。
- (48) 二〇〇六年、弘前市在住の昭和四七年生まれ下田雄次氏より論者聞き取り。
- (49) 青森県史編さん近現代部会編『青森県史 資料編 近現代I 近代成立期の青森県』青森県、二〇〇二年三月、一一二～一三三頁、前掲藤田二二八頁
- (50) 前掲吉村二八頁、前掲『青森ねぶた誌』一〇九・二〇一頁
- (51) 前掲弘前大学報告四七～四九頁
- (52) 前掲藤田二二八～二二九頁、昭和一一年、弘前市品川町生まれの作問博士氏へ、二〇〇七年論者聞き取り
- (53) 前掲吉村三八頁、前掲作問氏へ、論者聞き取り
- (54) 弘前市新町のケンカネブタの語りは、前掲弘前大学報告書九〇～九五頁。昭和四四年弘前市袋町生まれ福眞陸城氏へ、二〇〇七年論者聞き取り。
- (55) 当時の人々にとって木刀類は、武芸稽古などで安全性を期するために使う、真剣の代用品であった(拙論「身体技術伝承の近代化―旧弘前藩領における近世流派剣術から近・現代剣道への変容について―」(青森県民俗の会編『青森県の民俗 第3号』二〇〇三年七月、五四～五五頁)。
- (56) 前掲藤田六一～六四頁、前掲『青森ねぶた誌』六〇～六一頁
- (57) 青森市史編集委員会編『新青森市史 資料編6 近代(一)』青森市、二〇〇四年三月、五七六頁の明治三六年の青森市笹森市長のねぶた祭自粛意向、前掲吉村二〇〇～二三頁、前掲藤田九八～九九頁
- (58) 前掲『青森ねぶた誌』九一～九二頁
- (59) 前掲藤田一四〇～一四二頁
- (60) 昭和一八年弘前市紺屋町生まれの寺田勝美氏および昭和九年弘前市春日町生まれの小山秀弘氏へ二〇〇七年論者聞き取り。
- (61) 前掲笹原一八六～一九〇頁、前掲藤田一四九～一五一頁
- (62) 明治四三年八月二日付け「東奥日報」(東奥日報社蔵)
- (63) 前掲藤田九八～九九頁、前掲大條「ザ・ねぶた」一三二～一四二頁、前掲藤田一五六頁
- (64) 前掲「弘前藩庁日記」享保七年七月六日条、船水清「ネブタ今昔ばなし」(同「新津軽風土記 わがふるさと 第三巻 黒石市・南津軽郡編」(付録)、北方新社、一九八〇年、三七一～三七二頁。「大きネブタ後がら」のことわざについては、佐々木達司「津軽ことわざ辞典」青森県文芸協会出版部、一九九五年、四八頁、を参照のこと。
- (65) 前掲吉村二六～三八頁
- (66) 前掲笹原二八八～三〇〇頁
- (67) 前掲藤田一〇二～一〇六頁
- (68) 前掲「弘前新聞」昭和七年八月九日、前掲笹原三〇七～三〇八頁、三〇九～三一七頁。また、弘前市の最後の大規模なケンカネブタが、昭和一〇年とする説もある(前掲大條「ザ・ねぶた」一七四～一七八頁。
- (69) 前掲大條「ザ・ねぶた」一七四～一七八頁
- (70) 大正九年弘前市生まれ故蘭繁之氏へ、二〇〇七年論者聞き取り
- (71) 前掲藤田一〇八～一四四頁、一四九～一六〇頁
- (72) 前掲「重要無形民俗文化財 弘前ねぶた」七六～八三頁、前掲笹原二二三頁
- (73) 前掲笹原二二三頁
- (74) 前掲笹原二二三～二三三頁、前景大條「ザ・ねぶた」一三二～一四二頁
- (75) 青木隆治「明治・大正期における軽犯罪の制度的変化と社会管理の強化」(鳥村恭則・青木隆治編『国立歴史民俗博物館研究報告 第一三二集』二〇〇七年)
- (76) 前掲藤田一三〇～一三二頁、前掲大條「ザ・ねぶた」五七～六四頁
- (77) 青森市史編集委員会民俗部会編『青森市史叢書1 民俗調査報告書第1集 矢田・宮田・滝沢の民俗』青森市、一九九九年三月、七四頁下段二四行～七五頁上段一七行
- (78) 昭和三年深浦町浜町生まれ相馬文之助氏に、二〇〇七年論者聞き取り、また、深浦町編『深浦町史 下巻』(深浦町役場、一九八五年、三五四～三五九頁)には、深浦町では陸の町に住む士族と百姓、浜の町に住む商人と漁師の対抗意識から、ネブタ運行で進路を巡って投石から薪を持って乱闘に及び、警察も止められず負傷者が出たというケンカが、昭和六、七年頃まであったことが書かれている。同様の記録は、斉藤文男「深浦の民俗行事―つなかけとネブタ―」(西崎正孝「ふ

から風土記』深浦町老人クラブ連合会、二〇〇〇年、二一四～二一七頁)にもあり。

- (79) 弘前大学人文学部宗教学民俗学実習履修学生・愛知県立大学文学部日本民俗学研究室ゼミナール生編『夏泊半島の宗教と民俗』弘前大学人文学部宗教学研究室・民俗学研究室、二〇〇三年三月、一五四頁～二九行～一五五頁七行、ほかにも年代は不明であるが、平内町川原町大橋や中心街では、大人のネプタ同士が、合図とともにぶつけあうケンカがあり、警察が取り締まったという(後藤秀次郎『平内町ネプタ発祥の地』平内町郷土研究会、一九九九年、一六八～一七〇頁)。平内のねぶたは「ケンカネプタ」といわれ、昔は青年団が中心となって運行し、門付の順を巡ってケンカをし、見物人も来たという。しかし、本気でやるとケガをするので、相手と「さくらのケンカをしようじゃないか」と約束したこともあったようだ(横内幸造『グラフ青森 別冊 日本の火まつり 青森ねぶた』グラフ青森社、一九八三年、四一～四二頁)。
- (80) 青森市史編集委員会民俗部会編『青森市史叢書三 民俗調査報告書第三集 横内・荒川の民俗』青森市、二〇〇一年、九二頁下段八～一六行
- (81) 昭和一六年藤崎町中野目字早稲田生まれ村上武氏へ、二〇〇七年論者聞き取り
- (82) 昭和一四年藤崎町中島生まれ久保田定光氏および昭和一六年弘前市和徳町生まれ久保田はるえ氏へ、二〇〇七年論者聞き取り
- (83) 前掲大條「ネプタの華」
- (84) 前掲作間博子氏より論者聞き取り
- (85) 前掲下田雄次氏へ論者聞き取り。また、木造のように、かつて女性の争奪行為もケンカネプタに含まれており、昭和九年頃まで行われていたというのが青森市の細越集落と浪館集落の喧嘩である。ふだんは頭が上がらない各家の二男三男坊が、「勇肌を見せるため」に集落同士が対抗するネプタや盆踊りで喧嘩をして投石し、メラハド(若い女性)を奪いあつたという(明治四三年青森市細越生まれ故若佐谷五郎兵衛氏より、二〇〇七年論者聞き取り)
- (86) 五所川原市『五所川原市史 史料編3 下巻』一九九七年、六七二～六七九頁
- (87) 二〇〇七年弘前市内にて論者聞き取り
- (88) 昭和三二年藤崎町大字朝日町生まれ故加川康之氏へ、二〇〇七年論者聞き取り
- (89) 二〇〇七年、弘前市紺屋町で論者聞き取り
- (90) 前掲弘前大学報告六〇頁・六七頁
- (91) 青森市油川と平川市の事例は、「青森県民俗の会定例研究会」において、木村慎一氏と福士壽一氏のご教示。前掲『五所川原市史』六七九頁、浪岡の事例は、二〇〇七年に櫻庭俊美氏のご教示、子供ねぶたの喧嘩は前掲弘前大学報告四五頁
- (92) 淡谷悠蔵「なつかしの青森」(同『淡谷悠蔵著作集 第23巻 随筆4 なつかしの青森』北の街社、一九八一年、九四頁一～二二行)
- (93) 川嶋将生「上ノ町・下ノ町」(京都市編『京都 歴史と文化2 「宗教・民衆」 平凡社、一九九四年、一八二頁)。
- (94) 中沢厚「ものと人間の文化史44・つぶて」法政大学出版社、一九八一年、二八三～二九四頁)
- (95) 前掲笹森二五～二六頁
- (96) 前掲笹原二五〇頁
- (97) 前掲弘前大学報告二九～二九頁
- (98) 前掲弘前大学報告一七～一九頁
- (99) 前掲下田氏より論者聞き取り。また、かつての鯺ヶ沢町では、大人たちの担ぐネプタが町角で出会うと、棒で叩きあい投石した。その名残りとして、今でも「はやしの競い合い」があるという。これはねぶたが行き合うときに、双方の囃子、特に大太鼓の叩き合いが行われ、勇壮に威勢を張り合うものだという(鯺ヶ沢町史編さん委員会編『鯺ヶ沢町史 第三巻』鯺ヶ沢町、一九八四年、五七六頁)。
- (100) 前掲下田氏の御教示および二〇〇七年八月、つがる市木造にて論者による参与観察調査、なお木造ネプタの歴史については、前掲弘前大学報告三二～三三頁を参照のこと
- (101) 日本放送協会編『東北民謡集・青森県』日本放送出版協会、一九五六年、一四四～一四七頁、には、近世から近代にかけてねぶたの喧嘩の記録に登場する弘前市仲町地区で採譜された、ねぶた囃子の「進行」「停止」「戻り」、そして昭和初期までケンカネプタをやっていた深浦町地方で採譜された、かけ声の入ったネプタ囃子の楽譜が収録されている。
- (102) 平内の事例は、前掲弘前大学『夏泊半島』報告一五四頁、前掲笹原二五〇～二五二頁、前掲後藤一六八～一七〇頁
- (103) 前掲「青森ねぶた誌」二二〇頁、弘前市和徳町の事例は、福士壽一氏の聞き取りによる。
- (104) 前掲藤田六〇頁
- (105) 前掲菅江真澄「まきのあきつゆ」六〇三頁、前掲同「外浜奇勝」一四八頁。日本各地の悪態祭の歴史については、蔵持重裕「歴史文化ライブラリー二二一 声と顔の中世史 戦さと訴訟の場景より」(吉川弘文館、二〇〇七年、一〇八～一四四頁)が参考となる。また常光徹は、近世以降の日本各地の大風を防ぐ習俗の分析などから、大声や大きな音をたてる行為が、邪悪なモノを払う有効な手段として意識されてきたことを述べている(常光徹「風を追う声―大声の呪力―」(大島建彦編『民俗のかたちとこころ』岩田書院、三三八頁、同「しぐさの民俗学―呪術的世界と心性―」ミネルヴァ書房、二〇〇六年、二一三～

- 二三五頁)。
- (106) 前掲『青森ねぶた誌』一四頁
- (107) 前掲『青森ねぶた誌』五四〜五六頁
- (108) 前掲藤田一二九頁
- (109) 植木行宣「風流の世紀」(同「山・鉾・屋台の祭り―風流の開花―」白水社、二〇〇一年一月、一三二〜一三三頁)
- (110) 前掲藤田六八〜六九頁
- (111) 前掲青森県立郷土館「ねぶたと七夕」三頁
- (112) 前掲『青森ねぶた誌』三五〜三九頁、清野耕司「ネプタ(荒馬)」(前掲『青森祭り・行事調査報告書』三三三頁)、前掲鯉ヶ沢町史第三卷五七七頁
- (113) 前掲『青森ねぶた誌』二〇〜二二頁
- (114) 青森ねぶたの行列に、女性が参加することを忌むことについては、前掲『青森ねぶた誌』一七〇頁、前掲根市悌三氏、および昭和十七年青森市篠田生まれの櫻田達夫氏へ、二〇〇七年論者聞き取り。
- (115) 前掲吉村三二〜三三頁、前掲弘前大学「ネプタ祭り」九三頁
- (116) 前掲『青森ねぶた誌』一七三〜一七五頁
- (117) 前掲、阿南透「青森ねぶたとカラスハネト」
- (118) 前掲藤田一〇二〜一〇六頁
- (119) 前掲『青森ねぶた誌』二七六〜二七七頁
- (120) 前掲弘前大学一四頁・六一頁
- (121) 前掲作問氏より、論者聞き取り
- (122) 菅江真澄は、寛政五年(一七九三)七月六日と七日に、大畑(現青森県むつ市大畑)で子供たちの「ねぶたながし」を目撃(菅江真澄「まきのあさつゆ」(青森県史編さん民俗部会編『青森県史 民俗編 資料 下北』青森県、二〇〇七年、六〇二〜六〇三頁)し、寛政七年(一七九五)七月四日には、木作(現青森県つがる市木造)でも子供たちの「ねぶた」を、寛政一〇年(一七九八)七月七日には、深浦の轟木(現青森県深浦町轟木)で「ねぶたながしのあそび」を目撃している(菅江真澄「外浜奇勝」(内田武志・宮本常一編『菅江真澄全集 第三卷』未來社、一九七二年、一四八頁、一八七頁)。
- (123) 前掲『青森ねぶた誌』二〇六〜二二三頁、青森市油川の昭和一〇年頃の子供ネプタについては、清野耕司「青森市油川のネプタ」(青森県教育委員会編『青森県祭り・行事調査報告書』二〇〇七年、三一〜三三頁)の報告がある。また後藤秀次郎は、平内町の「子どもネプタ」の実態と灯籠のスケッチを記している(前掲後藤一六六〜一六八頁)。
- (124) カバカバとは、津軽地方で旧正月一五日の夜に、子供たちが家々を回り、「カバカバ来た」といって餅をもらう行事である。
- (125) 昭和一九年青森市生まれ根市悌三氏より、二〇〇七年論者聞き取り
- (126) 前掲弘前大学報告一三〜一四頁・四二〜四九頁、前掲『青森ねぶた誌』一〇九頁。
- (127) 二〇〇七年七月、弘前市内の各ねぶた団体より論者聞き取り。拙論「歩み」と「走り」の身体伝承(『青森県民俗の会編『青森県の民俗 第7号』二〇〇七年七月、八三〜八四頁)。「二〇〇七 弘前ねぶた ねぶた参加団体出陣式実施計画」(弘前市・(社)弘前観光コンベンション協会・弘前商工会議所「平成十九年度 弘前ねぶたまつり 全体会議資料」二〇〇七年、一四頁)
- (128) 二〇〇七年七月、弘前市内のねぶた団体より論者聞き取り
- (129) 「陸奥新報」二〇〇七年七月一日記事
- (130) 林真理子「夜ふけのなわとび」第一〇三五回の「ねぶたは最高」のエッセイ(鈴木洋嗣編『週刊文春』八月三〇日号 第四九卷第二三三号、二〇〇七年八月三〇日、六〇〜六一頁)
- (131) 「東奥日報」二〇〇七年九月四日火曜日夕刊「明鏡」掲載の投書「情緒と伝統守るまつりの在り方」
- (132) 前掲吉村二六〜三八頁
- (133) 二〇一四年八月七日付け東奥日報記事「2日前も昇降機トラブル」、二〇一四年八月八日付け東奥日報記事「緊急連載 暗転 弘前ねぶた死亡事故 下」。
- (134) 二〇一四年八月七日付け東奥日報記事「緊急連載 暗転 弘前ねぶた死亡事故 上」。
- (135) 二〇一四年八月八日付け東奥日報記事「緊急連載 暗転 弘前ねぶた死亡事故 下」
- (136) 二〇一四年八月一日付け東奥日報記事「総合的安全指針策定へ」、二〇一四年八月九日付け読売新聞紙青森版記事「ねぶた安全指針「今年度末」、二〇一四年八月九日付け朝日新聞紙青森版記事「ねぶた安全運行指針策定へ会議」
- (137) 二〇一四年一〇月二九日付け東奥日報紙「運行中の飲酒禁止へ」
- (138) 二〇一四年八月二八日付け陸奥新報紙記事「信号機など接触二一件」。
- (139) 二〇一四年八月二日付け東奥日報紙夕刊「明鏡」弘前ねぶたを本来の姿に「二〇一四年八月二三日デーリー東北紙記事、読者のひろば「山車制作見直す時期に」。
- (140) 二〇一四年八月二三日デーリー東北紙記事、読者のひろば「山車制作見直す時期に」。
- (141) 弘前ねぶた参加団体協議会ホームページ (<http://neputa.jp/>) 平成二八年六月二四日取得、陸奥新報二〇一六年六月一日付け記事
- (142) 二〇一四年九月二五日付け陸奥新報紙「社説 関東のねぶた、ねぶた 正しい姿伝え、交流発展を」
- (143) 弘前市市民環境部広報広聴課編「広報 ひろさき」三四、平成一九年七月一五日号、弘前市、三頁、「重要無形民俗文化財 弘前ねぶたのココロに注目！」

の「ねぶた」

- (144) 二、三〇人または町同士が連合した「組合祊ふた」の流行と禁止については、前掲「弘前藩庁日記」慶應三年（一八六七）年七月六日条、および、内藤官八郎・青森県立図書館編『青森県立図書館郷土双書第7集 弘前明治一統誌月令雑報摘要抄』青森県立図書館、一九七五年の「佞部多の事」（青森県立図書館蔵）に記載がある。

- (145) 「ねぶたまつりコンテスト審査基準」のなかで「審査基準ではないが、弘前ねぶたの伝統を後世へ伝承することを目的に次ぎのことを奨励事項とする。」のひとつとして「笛、太鼓のみの囃子構成。かつぎ太鼓」が挙げられている（前掲『平成一九年度 弘前ねぶたまつり 全体会議資料』九頁）。扇灯籠とケンカネブタについては、前掲笹原二一四〜二一五頁。現在の囃子の成立については、前掲『重要無形民俗文化財 弘前ねぶた』七一〜七二頁、清野耕司「青森市油川のネブタ」（前掲『青森県祭り・行事調査報告書』三一〜三二頁、海浦眺観「深浦のねぶたの由来」（前掲『ふかうら風土記』八七頁）

- (146) 二〇一四年一〇月二八日付け東奥日報紙「昇降装置を毎年検査」

（日本民俗学会会員、国立歴史民俗博物館共同研究員）

（二〇一六年三月一八日受付、二〇一六年八月一日審査終了）

Longing for and Creation of “Traditions”: A Case Study of Kenka Neputa in the Tsugaru Region in Aomori Prefecture

OYAMA Takahide

Nebuta (including both “Neputa” and “Nebuta”) is festivals held at the beginning of August every year in different parts of the Tsugaru Region in Aomori Prefecture. In these festivals, bands of participants parade newly constructed floats made of wood, bamboo, and paper at night.

Nebuta has become famous even outside of Japan, attracting many tourists. Although it originated in the Tanabata, Nemuri Nagashi, or Bon Festival, Nebuta always entailed quarrels, fights, and brawls from the early modern to the modern times. This folk custom is called “Kenka Neputa” and is analyzed in this paper.

Kenka Neputa is a brawl resulted from an encounter between floats paraded by young and adult men from different towns. Although it seemed to have been uncontrolled, it has been revealed that there were some traditional codes and ritual elements in such fights. In modern times, Kenka Neputa died out in urban areas because of stronger control of Nebuta, but some elements, such as stone throwing and fighting music, had survived up to recent years in rural areas.

In urban areas, children floats, whose origin dates back to the early modern period, were prohibited, and floats paraded down main streets were brought under joint control in order to prevent fights. As a result, Nebuta teams shifted their focus to how to win a festival-wide float competition, creating larger floats and marching in columns. In recent years, Nebuta has become increasingly diversified in the form of floats and the style of participants. As these changes have caused some accidents, a movement is growing among local people to bring Nebuta back to its “traditional” or “authentic” form.

This analysis, however, reveals that the form and style of floats valued in competitions or considered as “traditional” were created from brawls and violations and established as standards after the early modern period. Therefore, the grounds for solving current problems, or the “authentic forms” contemporary people are longing for as common standards, are not definite but subject to changes over time.

Key words: Neputa, Nebuta, festivals, Tanabata, stone throwing, fights, quarrels, violations, tradition, standards